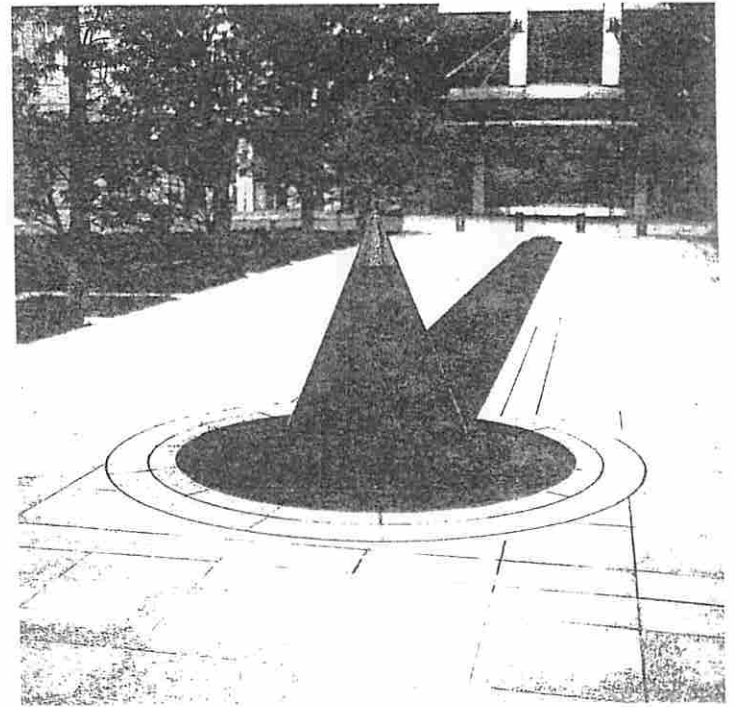


司法研修所五十年史

司法研修所五十年史

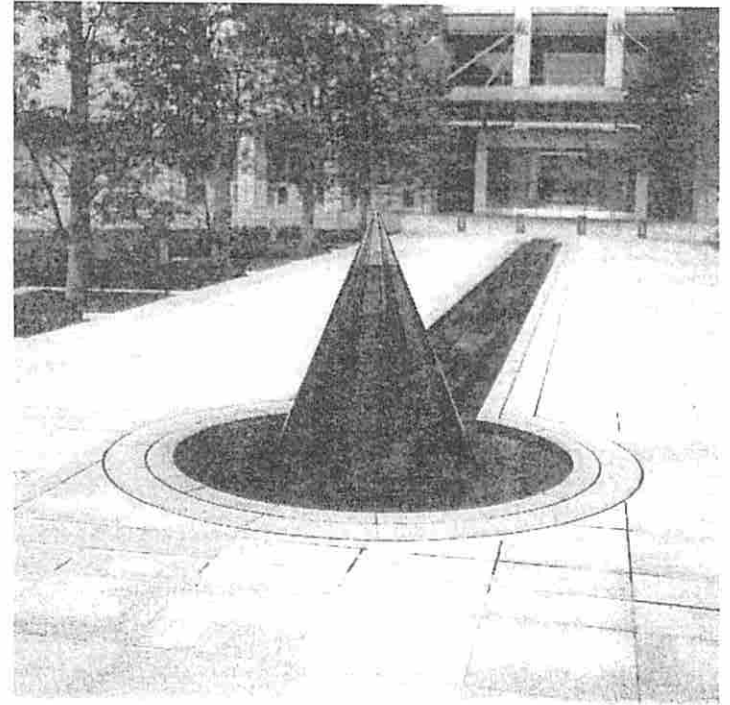


平成10年2月

司法研修所

司法研修所

司法研修所五十年史



平成10年2月

司法研修所

は し が き

司法研修所は、昭和22年5月3日に設立された。これは、新憲法及び裁判所法の施行された日であり、まさに戦後の新しい司法体制の発足と同時に産声をあげたわけである。じらい半世紀が経過したが、その間法曹三者の厚い支持と協力を受けて、順調に発展を続け、比較法的にみても特色ある法曹の統一養成機関として注目を集めるに至っている。

この半世紀を改めて振り返ってみると、司法研修所の歴史は、法曹三者の努力と協力により、多くの法曹を養成するとともに、研修システムを質量ともに飛躍的に充実・発展させてきた歴史であった。司法研修所が創立50周年を迎えたのを機会に、過去の足跡を顧みるとともに、今後の展望をひらくため、本書を編むこととした。

平成10年2月

司法研修所論集創立50周年記念特集号編集委員会

目 次

司法研修所における修習・研修の現状と展望

- 民事裁判修習の現状と展望 民事裁判教官室 (1)
- 刑事裁判修習の現状と展望 刑事裁判教官室 (13)
- 検察修習の現状と展望 検 察 教 官 室 (27)
- 民事弁護修習の現状と展望 民事弁護教官室 (50)
- 刑事弁護修習の現状と展望 刑事弁護教官室 (61)
- 裁判官研修の現状と展望 第一部教官室 (73)

年表 (91)

司法修習生の修習終了者数一覧表・図 (137)

司法研修所刊行物一覧表

- 司法研究報告書 (143)
- 司法研修所論集 (155)
- 記念論文集 (157)
- 司法研修所論集・記念論文集掲載論文等一覧表 (158)
- 研修叢書 (185)
- 研修叢書 (旧) (188)
- 司法研修所調査叢書 (189)
- 法曹教育叢書 (189)
- 司法研修所資料 (190)
- 教材及び一般資料 (191)
- 事実認定教材シリーズ (200)
- 研修時報 (201)
- 司法修習生便覧 (203)
- 司法研修所教官名簿 (205)

司法研修所における
修習・研修の現状と展望

民事裁判修習の現状と展望

民事裁判教官室

第1 はじめに

民事裁判修習の目的は、民事裁判実務に必要な基本的知識・能力を修習生に修得させることにあり、この基本的姿勢は、従前と変わりはない。ところで、近年の民事裁判実務においては大きな変化が起こっている。まず、民事訴訟を、テンポの速くなった現代社会の要請にかなうものとし、国民の利用しやすい紛争解決手段とするための実務上の工夫の実践が挙げられる。すなわち、裁判所及び当事者が早期に紛争の全体像を把握し、的確な争点整理を行って証明の対象となる事実を明確にし、これに焦点を当てた効率的な証拠調べをするため、弁論兼和解をし、集中証拠調べを積極的に実施する動きが広まっている。また、当事者に分かりやすい判決書を目指した新様式判決書が普及している。このような実務の状況をも背景として、平成10年1月1日からは、国民に利用しやすく、分かりやすい民事訴訟の実現を目標に全面的に改正された民訴法及び民訴規則が施行されることになっている。民事裁判修習においても、このようなめざましい民事裁判実務の変化の動向や立法上の変革を踏まえた修習指導をすることが必要とされている。加えて、司法修習生の著しい増加に伴い、平成6年4月に司法研修所が文京区湯島から新営なった埼玉県和光市に移転した。新庁舎には、各教室にAVシステムが整備され、模擬法廷教室、ラウンドテーブル教室等も設置されている。このような設備を有効に利用し、より充実した修習を実現するため、司法研修所におけるカリキュラムの実施方法を変えたものも少なくない。そこで、このような近年の動向をも踏まえて、以下に民事裁判修習の現状と展望について述べることとする。

第2 民事裁判修習の現状

1 民事裁判修習においては、修習生に対して民事裁判の基本的事項から理解させることを目的としており、(1)要件事実、(2)事実認定、(3)訴訟運営に関する教育を、民事裁判修習における三本の柱と考えている。

(1) 第一に、民事訴訟において、裁判所は、原告の主張する一定の権利又は法律関係(訴訟物)の存否について判断しなければならないが、当事者の主張する権利の発生・障害・消滅などの法律効果の発生の有無を適切に判断するためには、法律効果の発生要件に該当する具体的事実である要件事実とその主張立証責任についての正確な理解が求められる。この点についての能力を養うために、民事裁判修習において要件事実の修習をする必要がある。

(2) 第二に、民事裁判では、要件事実についての理解を基に的確に把握された争点について、適切に証拠を取捨選択し、正確に事実を認定することが要請される。この点についての能力を養うために、民事裁判修習において事実認定の修習をする必要があるが、この能力は、生きた事件に直接触れる実務修習で培われるものが大きい。

(3) 第三に、民事紛争が複雑化、多様化している現代社会において、当事者が裁判所に求めているものは、単に訴訟物についての判断を示すことにとどまるものではない。当事者は、裁判所に対し、民事紛争を適正・公平で迅速な手続により、早期にかつ抜本的に、妥当で現実的な解決を図ることを求めている。そして、前記の的確な争点整理及び集中証拠調べを実施し、また、適切な紛争解決を図るためには、要件事実を指標とする的確な釈明権の行使、証拠の採否、取調べの時期及び順序、和解勧誘など、適切な訴訟運営が不可欠であり、この点について、修習生に基本的な理解を得させることが必要である。この訴訟運営に関する修習についても、実務修習に負うところが大きい。

以上のような基本的な考え方に従い、前期修習、実務修習及び後期修習

は、次のような内容で行われている。なお、以下のうち、前期修習についての説明は第51期前期(平成9年4月から同年7月)の、後期修習についての説明は第49期後期(平成8年11月から平成9年4月)の各カリキュラムに依拠している。

2 前期修習

前期修習は、実務修習への導入期の学習として位置づけられ、その指導目標は、修習生に対し、第一審訴訟手続を中心として、民事裁判実務の全般についての基本的な知識を修得させ、実務に即した理論を学ばせることにある。特に、民事裁判における訴訟手続の流れと要件事実及び事実認定の基本とを理解させるとともに、訴訟運営の重要性を認識させることに重点を置き、講義、演習、問題研究、判決起案、講演を実施し、民事弁護教官室と共同で模擬裁判を実施している。そのほかに、司法試験で民法を受験しなかった者(修習生の約半数)を対象に、民法の基本的な知識を付与するため、民訴セミナーを実施しており、全5回中3回を民事裁判教官室が担当して、実務で重要と思われる基本的な事項全般の解説をしている。

(1) 講義1ないし8(計8単位)

講義1においては、民事裁判について概括的な説明をし、修習の方法、心構え、前期修習についてのガイダンスを行う。講義2ないし5においては、「新版民事訴訟第一審手続の解説」、「同別冊記録」及び「七訂民事判決起案の手引」を主教材として、民事第一審手続の概要について解説する。ここでは、審理の開始から判決の言渡しまでを、裁判所による期日外の釈明、弁論兼和解の活用と争点整理、集中証拠調べの実施など、最近の実務の動向を踏まえた訴訟運営に基づいて解説する。それとともに、ごく簡単な設例である「民事裁判講義参考事例」を題材として、民法の基本的事項と要件事実の基本的な考え方を解説し、訴訟物の把握と主張立証責任の理解並びに判決書における事実整理の要領等を説明する。講義6においては、これまでの修習を踏まえて、判決書の書き方を採り上げる。その中で、新様式による民事判決書の在り方についての共

同提言が出されるに至った経緯及び新様式判決の目指すところ、手控えやブロック・ダイアグラムの作成が充実した審理と的確な判決に必要な不可欠であることなどについて解説する。講義7においては、新民訴法及び新民訴規則の概要を説明し、講義8においては、前期民事裁判修習の総括及び実務修習に対する心構えなどについて講義する。

ところで、民事事件の第一審手続を解説するための教材として、従来、別冊記録（昭和43年(ワ)第771号貸金請求事件）とこれに基づく「改訂民事訴訟第一審手続の解説」を使用してきたが、近年の実務の動向を取り入れ、平成5年11月に、新たに別冊記録（平成3年(ワ)第32号保証債務請求事件）及び「新版民事訴訟第一審手続の解説」を作成した。さらに、平成10年1月1日から新民訴法が施行されるのを機に、この別冊記録の事案を踏襲しながら、その事案をより基本的なものに改め（平成10年(ワ)第369号貸金請求事件）、新民訴法下の第一審手続を解説するためのものとして、「新版民事訴訟第一審手続の解説（全訂第一版）」を作成している。また、昭和63年に「七訂民事判決起案の手引」が刊行されたが、前記のとおり、その後の民事裁判実務の変化にはめざましいものがあること及び新民訴法が施行されることとなったため、これらの実務の動向・立法の趣旨を踏まえて、「八訂民事判決起案の手引」を作成している。なお、実務において、新様式判決書は相当程度普及しているとみられるが、初めて民事判決の起案を試みる司法修習生には、いわゆる在来様式による判決書を一通り理解させる必要があり、そのためにも、修習生の基礎修習に必要な不可欠な教材となることなどからも、現段階においては、手引を全面的に新様式判決によるものに改めることはしていない。

(2) 民事模擬裁判（傍聴2単位、講評2単位、計4単位）

訴状陳述から判決言渡しまでの民事第一審手続の実際を理解させ、併せて、事実認定の研究をさせるため、民事裁判教官室が「新版民事訴訟第一審手続の解説」の「別冊記録」に基づいて作成したビデオ教材を、

各教室において再生し、修習生に傍聴させるという方法で、4月下旬ころに実施する。

模擬裁判の実施方法は、第47期までは、湯島庁舎の大講堂において、民事裁判教官、弁護士（司法研修所付の経験者）及び司法研修所職員が実演し、修習生がこれを傍聴するという方法を探っていたが、和光市の新庁舎に移った第48期及び第49期では、民事裁判教官・民事弁護所付らが模擬法廷において実演し、その映像を同時中継で各教室に放映し、修習生がこれを傍聴するという方法を探り、第50期以降は、前記のとおり、ビデオ教材を各教室において再生し、修習生に傍聴させるという方法に改めた。

模擬裁判は、2日間にわたり、初日には、第一回口頭弁論期日から口頭弁論終結時までのうち、裁判所の和解期日及び一部の合議場面を除いた部分を傍聴させ、修習生には、あらかじめアンケート用紙を配布し、傍聴終了後、各自の判断による判決主文、各争点についての心証、和解案、手続上の疑問点等を記入の上、提出させている。2日目には、前記除外部分と判決言渡り期の場면을傍聴させている。

両日とも、模擬裁判傍聴後、各クラスにおいて、民事裁判教官及び民事弁護教官の共同指導の下に、訴訟代理人の訴訟活動、裁判所の訴訟指揮、和解、争点についての事実認定などについて研究させるとともに、修習生が傍聴中に抱いた疑問点及び裁判所と代理人との考え方の異同について、民事裁判教官と民事弁護教官とが対談の形式で解説する。

(3) 演習（即日起案1単位、講評1.5単位、計2.5単位）

演習は、民事訴訟における主張立証責任の構造及び要件事実の機能の基本を、簡単な事例を通じて具体的に理解させることを目的として、模擬裁判終了後間もなく実施される。この起案では、ごく基本的な事案について、当事者双方が述べる言い分から、請求の趣旨、請求原因及び抗弁等を摘示させた上、当該事件の訴訟物、主張整理の理由等を起案させる。

講評では、事例をどのような観点からどのような順序で検討すべきか

に始まり、訴訟物の特定、主要事実とそれ以外の事実との区別、否認と抗弁の区別といった基本的事項について理解を得させ、当該事件の主要な争点の所在を明確に認識させることに主眼を置いている。

なお、講評に際しては、修習生に対し、あらかじめ参考判例目録等を配布し、講評当日、民事裁判教官室が作成した参考ブロック・ダイアグラム及び参考起案を配布して、攻撃防御方法相互の関係、攻撃防御方法の要件事実及び事実の記載方法について理解を深めさせ、さらに起案に現れた問題点を分類整理したレジュメを配布する（これは、問題研究及び判決起案の講評でも同様である。）。参考ブロック・ダイアグラムは、第44期前期修習から配布されるようになったものである。

(4) 問題研究1、2（即日起案5単位、講評6単位、計11単位）

問題研究1は、5月上旬ころに実施され、演習と同様、当事者双方の述べる言い分から、請求の趣旨、請求原因及び抗弁等を摘示させた上、当該事件の訴訟物、主張整理の理由等を起案させる。

問題研究2は、前期修習における民事裁判の最後の起案として6月下旬ころに実施される。ここでは、事実整理のみならず、証拠の評価、理由の説示方法を含む判決起案の基本を理解修得させることを目的として、民事裁判教官室が訴訟記録を参考にして作成した記録に基づき、判決全文を起案させる。

問題研究2の講評は、各教官が事実整理を中心とする通常の2単位を実施した後、各クラスを2班に分け、各班ごとにセミナー形式による事実認定の研究をさせた。一つの班が民事裁判を受講している間、他の班は、刑事裁判の問題研究の講評を受講した。このようにクラスを2班に分けて行う研究は、少人数の特性をいかして修習生の積極的な発言を引き出し、修習生相互の討論により主体的に事実認定を学ばせようとする試みで、第47期前期修習から取り入れられたものである。

(5) 判決起案1、2（即日起案6単位、事前講義1単位、講評6単位、計13単位）

判決起案1は、5月下旬ころに実施され、第一審通常訴訟事件の記録のうち基本的な事項を問題とする修習記録を使用して、当事者の申立て・主張の整理とその理由の説明、判決主文とそれに至った理由の筋道について起案させる。第46期以降、判決起案1については、起案に先立ち、修習生に対し、その起案に必要な予備知識を付与する目的で、主要な紛争類型ごとに訴訟物と典型的な攻撃防御の構造を修習生向けに分かりやすく解説した講義資料（後述の紛争類型別の要件事実）を配布するとともに、判決起案の直前に教官がこの教材などを使用して、一般的な論点をあらかじめ概説する事前講義を実施し、これを踏まえて起案をさせる方法を採用した。なお、第47期後期修習からは、教官室作成のビデオを見せることによって事前講義を行うこととした。このように、事前講義、判決起案、講評という形式を採ることにより、修習生は、主要な紛争類型における訴訟物と典型的な攻撃防御の構造について基本知識を修得し、次いで、これを具体的な起案に適用するという作業の中で、効果的に応用力を養うことが可能となった。また、ビデオは、2人の教官による対談形式となっており、これを使用することにより、修習生に統一した基本的な知識を与えるとともに、他のクラスの教官の講義を聴く機会を与えることをも目的としている。

なお、民事裁判教官室では、修習生が要件事実を学習するための参考資料として、要件事実に関する逐条解説を中心とする「民事訴訟における要件事実第一巻（増補版・昭和61年3月刊）」及び「同第二巻（平成4年3月刊）」を刊行してきたが、その成果を生かして、主要な紛争類型ごとに訴訟物と典型的な攻撃防御の構造を修習生向けに分かりやすく解説した新しい教材を作成することを企画し、平成5年以降、「民事訴訟における攻撃防御の構造 紛争類型別の要件事実」と題し、「その1 所有権に基く不動産明渡訴訟」、「その2 不動産登記訴訟」、「その3 動産引渡訴訟」、「その4 賃貸借契約の終了に基く不動産明渡訴訟」、「その5 譲受債権請求訴訟」、「その6 貸金返還請求訴訟及び保証債

務履行請求訴訟」を作成し、修習生に配布している。

判決起案2は、6月中旬に実施され、修習記録を題材に、請求の趣旨の記載、訴訟物の説明、当事者の主張の整理とその理由の説明、判決主文とそれに至った理由の筋道に加え、中心的争点についての事実認定を起案させる。事実認定については、証拠を挙示して述べることとするが、いわゆる在来様式による判決書の「理由」の形式による必要はないとしている。

(6) 講演 (1単位)

前期、後期各1回ずつ、民事法学者などを講師に迎えて、大講堂において、民事裁判や民事法の諸問題などをテーマとする講演を実施しており、第51期前期は東北大学法学部の河野正憲教授を講師に迎え、「新民事訴訟法の理念とその実現」についての講演が行われた。

3 配属庁における実務修習

実務修習は、司法修習の中心的位置を占めるものであり、修習生が、前期修習を基礎として、裁判所における裁判実務の全般にわたり、具体的な生きた事件の処理を通じて裁判官として必要な基本的知識を修得し、裁判所における裁判実務の実情について理解を得、裁判官としての在り方及び心構えを体得指導するよう目標としている。

修習生は、配属部の裁判官の指導を受け、判決起案のほか、口頭弁論の傍聴、事前準備、和解、期日外の証人尋問、検証などに立ち会い、裁判官の合議を傍聴するなどして、司法研修所における修習では学びにくい裁判の実情を直接理解することが期待される。そのほか、民事保全事件、民事執行事件についても、配属庁の実情に応じて、傍聴、講義、見学その他適当な方法により、一般的、基本的知識を修得することが期待されている。また、裁判官以外の裁判所職員の事務についての講義、見学などを通じて、裁判所全体の機構と活動状況を理解することが求められ、特に、調書作成事務等の裁判所書記官事務についての実情を十分理解することが期待されている。

4 後期修習

後期修習は、各配属庁における実情の違いから生ずる修習の不均衡を調整し、総合的な修習指導をして、その最後の仕上げを期することを目標としている。そのため、起案、問題研究を中心とし、特に、事案の見方、法律構成の妥当性、証拠の価値判断、それに基づく事実認定及び結論の妥当性、訴訟運営の在り方などについて考慮を払い、より高度の能力を養うよう指導することとしている。題材は、前期に使用したものと重複を避け、内容もより高度のものを使用し、次のとおり、講義、問題研究、判決起案及び講演を実施するほか、民事弁護教官室と共同で、民事共通交互尋問を実施する。

(1) 講義 1, 2 (計2単位)

講義1においては、後期修習に当たっての心構えを説くほか、民事裁判実務修習についての感想や意見を聞いて、実務修習の在り方、審理充実方策等の検討資料の提供も受ける。講義2においては、最近の訴訟運営、在るべき訴訟運営等について意見交換をするとともに、最終講義として、法曹として実務に就くに当たっての基本的な心構えを説く。

(2) 問題研究 1, 2 (即日起案4単位、講評5単位、計9単位)

問題研究1は11月下旬ころ、問題研究2は1月中旬ころに実施され、それぞれ、当事者の言い分から、請求の趣旨を記載させ、訴訟物の説明をさせるとともに、事実を摘示させて、そのように主張を整理した理由を起案させ、講評を行う。

(3) 判決起案 1, 2 (即日起案6単位、事前講義1単位、講評6単位、計13単位)

起案1は12月中旬ころ、起案2は2月上旬ころに実施され、修習記録を題材として、当事者の申立て・主張の整理とその理由の説明、判決主文とそれに至った理由の筋道及び主要な争点についての事実認定を起案させる。

なお、起案1については、前期と同様、修習生に対し、起案に必要な

予備知識を付与するため、教室作成のビデオを見せる方法による事前講義を行う。講評においては、まず、各教官が事実整理を中心とした通常の起案講評を行い、次いで、各クラスを2班に分け、班ごとのセミナー形式により、主要な争点について修習生を主体とする事実認定の研究をさせる。一つの班が受講している間、他の班は他の教科の講義を受講することとなる。

(4) 民事裁判研究（即日起案3単位、講評2単位、計5単位）

民事裁判研究は、12月下旬ころに実施され、修習記録を題材として、請求の趣旨、訴訟物及び事実整理について起案させるほか、早期に紛争の実態を反映した争点整理をめざす訴訟運営の在り方を理解させ修得させるために、主要な争点とそれが主要な争点となる理由並びに記録に現れた訴訟運営上の問題点とその理由についても起案させる。そして、修習生の記憶の新しいうちに講評を実施して修習効果を高めるために、起案にできるだけ接着した時期に講評を実施することを試みている。

(5) 講演（1単位）

第49期後期では、東京大学の伊藤眞教授を講師に迎え、「新民訴法の意義と運用」についての講演が行われた。

第3 民事裁判修習の展望

1 以上のとおり、最近の民事裁判修習においては、すべての修習生が段階的にその実務能力を修得し高めることができるように、カリキュラム及びその実施方法に工夫をこらし、教材の整備配布及び新しい設備機器の活用を努めている。

ところで、修習生の中には民訴法を全く学んだことのない者もかなり含まれているため、特に、前期修習においては、その基本的知識の付与に始まり、民事訴訟手続の流れ、要件事実についての考え方、事実認定の方法、訴訟運営の在り方、最終的な民事紛争の解決の在り方に至るまで、民事裁判修習の三本の柱を中心として、ステップ・バイ・ステップで学び、実務

修習に臨む前提を一応整えられるようにしており、この方式はかなりの効果を上げていると思われる。しかし、このことは、前期の民事裁判修習においては、民事裁判に関する実務修習にとどまらず、いわばその前提ともいべき大学教育の補完にかなりの時間と労力を費やしていることになる。この傾向は、最近の法曹人口増加の要請の動きを反映した修習生の急激な増加と若年者の増大により、一層拍車がかかるのではないかと予想される。加えて、最近の修習生は、法的思考能力をかん養するのに必要な体系的学習方法を身につけている者が少なく、例えば、要件事実を自分で考えずに、教材に書かれている結論だけを覚えようとする風潮が見受けられるなど、要件事実の教育の在り方をはじめ、民事裁判修習の在り方全般についても検討を加えていく必要があるように思われる。

2 さて、近年、我が国の社会の高度化、複雑多様化、国際化に伴い、法曹に対する社会のニーズは、予防法学的活動、紛争の訴訟外での解決など、多様な分野に及ぶようになってきており、法曹養成制度もこれに 대응するものであることが求められている。そして、このような幅広い法的ニーズに 대응するためには、法曹人口の一層の増大が必要であるとの観点から、修習生1000人体制が、司法試験制度の改革と一体の問題として、今喫緊の課題となっている。当然のことながら、この問題は、法曹養成機関である司法研修所における修習の在り方並びに実務修習の在り方に直接影響を及ぼすものであり、司法研修所における民事裁判修習のカリキュラムとその実施方法並びに実務修習の内容及び方法に大きな影響をもたらすであろう。

また、新民訴法の下において民事裁判が十分に機能し、その効果を発揮し、民事裁判に対する国民の、そして国際的な信頼を勝ち得るためには、その精神を十分に理解した法曹により、その精神にのっとり実務が実践されることが求められよう。この意味でも、実務修習の第一歩である民事裁判修習の在り方が問われることになろう。

3 そこで、今求められている多様な分野の法的ニーズに対応することのできる新しい法曹の養成を視野に入れ、司法研修所の民事裁判修習を考える

と、まず、現在司法試験制度改革の中で論議されている試験科目の両訴必須化が実現されれば、司法研修所の前期カリキュラムは、最初から実務家養成のため極めて充実したものとなるであろう。

さらに、法曹にとって共通に求められる基本的知識と汎用的技法をより効果的・効率的に修得できるようにするために、研修体制に一層の工夫をすべきものとする。例えば、模擬裁判、交互尋問などのいくつかの民事裁判、民事弁護の共通カリキュラムが修習生に大きなインパクトを与え、効果を上げていることを参考にして、このようなカリキュラムを更に拡充することが考えられる。また、場合によっては、いくつかの基本的、典型的な類型の事件につき両科目で共通の修習記録を使用して、民事裁判、民事弁護それぞれの起案をさせ、講評を加えるというようにすれば、一つの記録で立体的な修習ができ、修習生の理解も深まるであろう。

教材についても、既述の「紛争類型別の要件事実」を更に豊富にし充実発展させること、事前講義及び起案直後の講評、配付資料の充実等々、更に工夫を重ねて充実した修習を実現することが期待されるし、ビデオ教材を整えその活用を図ることなども考えられよう。

これまでの民事裁判修習は、幾多の先人の努力と工夫により、その使命を十分に果たしてきたが、前記のような法曹に対する社会のニーズの変化から、司法研修所における民事裁判修習の在り方についても、引き続き様々な観点から検討を加えていく必要があると考えられる。

刑事裁判修習の現状と展望

刑事裁判教官室

第1 はじめに

司法研修所における刑事裁判修習は、刑事裁判官の養成を直接の目的とするものではなく、我が国の法曹養成制度の一環として、将来、法曹三者のいずれかになろうとする司法修習生を対象として行うものである。したがって、刑事第一審公判手続を中心に刑事裁判実務についての基礎的な知識・技能を修得させること、なかんずく、刑事訴訟手続の流れや事実認定及び判決書作成の基本を理解させ、訴訟運営の重要性を認識させることに主眼が置かれている。これは司法研修所発足以来一貫してとられてきた立場であり、平成8年3月、司法修習生指導要綱が昭和29年の制定以来42年ぶりに改正されたが、この立場は全く変わっていない。また、刑事裁判修習が、専門家としての基礎的、初歩的な知識・技能を修得させるのみでなく、法曹が対象とするところの事件の当事者、関係者として登場してくる人間そのものに対する深い理解と洞察力を培うことにより、人間味にあふれた法曹を育成するという基本理念に基づいて行われていることを申し添えておきたい。

第2 刑事裁判修習の現状

平成6年4月、司法研修所が文京区湯島から新営なった埼玉県和光市の新庁舎に移転し、また、司法修習生の人数が700人台に増加したことに伴い、当教官室では従前のカリキュラムの大幅な見直しを行った。主なものを紹介すると、その一つは、従前使用していた「刑事第一審公判手続の概要（参考記録）」に基づいて制作したビデオを、新庁舎での最新の視聴覚機材の導入に併せ、新しく作り直した。新しいビデオは、教官総出演の手作りの作品であるが、新たに専門の業者に撮影や編集を依頼して、ナレーションを入れ、

図表等を使って手続の説明を加えているほか、事前準備や裁判官室での合議の様子も収めたもので、各教室に設置されたビデオ装置でこれを再生して、刑事第一審公判手続の講義を行っている。その二つは、新たに作られた法廷教室を使用して、修習生自らが実際と同様に刑事裁判手続における各当事者を演じてみる「刑事トライアルセミナー」と称するロールプレイング型のカリキュラムを設けたことである。その三つは、従来実施していた教官による起案講評に加えて、起案日の翌日、修習生に司会と進行を委ねて討論を行わせる方法の授業で、いわゆる討論型・参加型のカリキュラムを導入したことである。これらは、いずれも各種AV機器等最新の設備が整った新しい研修所ならではのカリキュラムであり、修習生からも、通常の講義やセミナーとは異なり、具体的に映像を見ることで理解が容易となり、また、自主的積極的な思考方法を養うことができ、議論の方法を身に付けることができるとして評価を得ている。これらのカリキュラムは、10年前に当教官室が司法研修所創立40周年に当たり、将来の展望としてその導入を描いていたものの一部であるが、新営なった司法研修所でその実現を見ることができた。

刑事裁判修習は、司法研修所における前期修習（4か月）、配属庁会における実務修習（1年4か月）及び司法研修所における後期修習（4か月）の三つの期間にわたって行われることは他の科目と同様である。以下、前記各期間における刑事裁判修習の現状の概略を紹介する。

1 前期修習

前期修習の主眼は、刑事裁判実務について全く知識のない修習生に対し、これに関する基礎的な事項を理解させるとともに、事実認定に関する基本的な考え方を身に付けさせることにあり、4か月後に行われる実務修習の準備教育として位置づけることができる。

以下に紹介するものは、第51期司法修習生に対するものを中心とした、過去2、3年間に実施された前期修習のカリキュラムの概要である。

(1) 講義（4回・計4単位）

各クラス単位で担当教官が行うものである。第1回は、我が国の裁判

制度、刑事裁判一般及び刑事訴訟記録について、第2回は、前述した「刑事第一審公判手続の概要（参考記録）」に基づいて制作したビデオを利用して刑事第一審公判手続の流れを中心とした説明を行っている。修習生は、このビデオの視聴により刑事裁判手続を具体的なイメージとして理解することができる。ちなみに、第49期までは、前期修習が始まって間もない時期に、東京地裁刑事部の協力を得て、東京地裁合議部の法廷傍聴を行っていたが、修習生の人数が700人台になったこと及び新たなビデオが完成したこと等から、従来実施していた法廷傍聴を取りやめることとした。前述したビデオの視聴は、これに代わるカリキュラムとしての意義をもつものである。また、第3回は、「刑事判決書起案の手引」に基づき、判決書作成の意義及び判決書の構造等について、理論的根拠を示しながら、判決書作成の一般的な指導をしている。第4回は、前期修習の最後の講義であり、少年審判に関する講義の外、実務修習に臨むに当たっての心構えを説明している。

(2) 判決起案及び討論・講評（3回・計18.5単位）

判決起案は、いずれも刑事修習記録に基づき判決書を作成させている。刑事修習記録は、実際に生じた事件の中から、事実認定上及び法律上の問題点を含む修習に適したものを選別し、教官室で合議を重ね、内容を整理して作成したものである。現在までに作成された刑事修習記録の数は264号の多数に及んでいるが、古い記録は順次廃棄するので、毎年数件新しい記録を作成して補充している。

起案の方法は、第1回起案は自宅起案、第2回及び第3回起案は即日起案である。第1回起案は、殺意の有無と正当防衛の成否が問題となる殺人被告事件の修習記録を使用して、起案をA、Bの二つに分けて行っている。起案Aにおいては、有罪の心証を得た場合には罪となるべき事実と心証形成上の理由を起案させ、起案日の翌日、修習生の記憶が鮮明なうちに、証拠の評価と事実認定について、教官の司会により修習生に討論を行わせ、事実認定の手法を指導し、更に1週間後、教官が起案を

添削批評した上、講評を行っている。また、起案Bにおいては、前に行った事実認定に関する討論・講評を前提として、判決全文（ただし、事実認定の補足説明と量刑の理由を除く。）を起案させ、判決書の作成方法及び記録に現れた法律上の問題点について解説しながら、講評を行っている。

なお、第1回起案においては、事実認定に関する参考資料及び主要犯罪に関する最新の司法統計年報の一部を量刑資料として配布している。

第2回起案においては、放火行為の有無（犯人性）及び建物の現住性が問題となる現住建造物等放火被告事件の修習記録に基づき、判決書の一部（主文。有罪と判断した場合には罪となるべき事実、法令の適用等及び事実認定上の問題点。また、無罪と判断した場合には事実認定上の問題点。）を起案させ、起案日の翌日、修習生の司会・進行により事実認定上の問題点を中心に討論を行い、引き続き、前記討論を踏まえて教官が講評を行い、更に後日、教官が起案を添削批評した上、罪となるべき事実の記載の仕方や法令の適用等判決書の作成に当たり留意すべき事項を中心に講評を行っている。

第3回起案においては、情況証拠による窃盗事犯の認定が問題となる窃盗被告事件の修習記録に基づき、第2回起案と同様の要領で起案させ、教官が起案を添削批評した上、証拠の評価、事実認定を中心に判決書の作成方法について講評を行っている。

前に述べた判決起案と講評の方法による修習は、刑事裁判修習の中核をなすものであり、司法研修所においては全科目について行われている伝統的な教育手法である。修習生は、与えられた記録と取り組んで判決起案を作成し、記憶が鮮明なうちに討論に参加するとともに教官の講評を聞き、更に個別に添削指導を受けた上、再度、教官の講評を聞くことにより、刑事裁判における事実認定の手法を学び、裁判官の心証形成がどのようにして行われるかを主体的に会得することができる。また、起案を通じて文章作成能力を養うとともに、その後行われる討論を通じて

自己の意見を的確かつ説得力をもって表現する方法を学び、他人の意見に耳を傾けることの重要性を理解することができる。これらは法曹として必須の資質を培うものである。とりわけ、第1回及び第2回の判決起案提出後直ちに行う討論と講評は、前述したように修習生の人数が700人台になったことに伴い、修習生自身の自主的積極的な修習意欲を喚起する目的をもって取り入れた教育手法であり、起案日の翌日、修習生の記憶が鮮明なうちに議論を行うので、修習生全員が討論に参加して活発な議論が展開され、主体的に授業に取り組むことができ、理解が深まるとして修習生の評判もよく、教育効果を上げている。

(3) 問題起案（1回・1単位）

即日起案の方式で行う適条演習である。判決の主文、罪となるべき事実及び累犯前科等を記載したプリントに基づいて文章体による法令の適用を起案させ、即日、教官が講評を行うものである。

(4) 問題研究（3回・計4.5単位）

第1回は、証拠法に関する具体的な問題をあらかじめ配布して、修習生に研究させて授業に臨ませるもので、検察官面前調書、自白調書及び証拠物等について証拠関係カード上の記載の意味を理解させ、証拠法の基本問題を解説しつつ、討論・研究を行っている。

第2回は、過失の認定に関するもので、業務上過失致死被告事件について、複数の落ち度が認められる自動車運転行為について、どのような過失が認定できるか、そして、その過失を前提にすると、どのような罪となるべき事実となるのかを事前に書面に書かせた上、討論・研究を行っている。

第3回は、令状実務に関するもので、あらかじめ傷害被疑事件の修習記録を配布して検討させ、その資料に基づき勾留請求があったものとして、その結果をアンケート方式で提出させ、勾留請求手続の適法性、勾留の理由と必要性の有無を中心に、クラスを二班に分けた上、討論・研究を行い、併せて、教官が令状記録の的確な読み方、ポイントの押さえ

方、心証のとり方及び判断の仕方等について実務的な指導を行っている。

これらの問題研究は、いずれも刑法あるいは刑事訴訟法上の問題点について、大学の授業及び司法試験受験のレベルよりも掘り下げ、実務の見地に立って、その理論的根拠を学ばせるものであり、修習生は自己の刑事法に関する知識と実務との大きな落差に気付かされることになる。

(5) 刑事共通科目

ア 交互尋問の研究(2単位)

刑事裁判、検察、刑事弁護の三教官の立会指導の下、被告人が被害者に暴行を働いた事実はない旨主張している強盗致傷被告事件を題材として、事件の被害者の証人尋問という設定で実施している。各クラス単位で、修習生の中から裁判官、検察官、弁護士、被告人、証人等のスタッフを選出し、用意された記録に基づいて証人尋問を行い、不相当な尋問に対しては適宜異議を申し立てるという方法によって行い、これについて討論するとともに、三教官が全般にわたって講評した上、異議申立て及びこれに対する裁定の当否、条文上の根拠等について解説している。

いわゆるロールプレイング型のカリキュラムの一つであり、それぞれの役割を担当した修習生は自ら訴訟行為をすることによって、証人尋問における質問の方法や異議の出し方等交互尋問における問題点を実践的に理解することができ、また、傍聴人役の修習生も、三教官のそれぞれの立場からのコメントを聞くことにより、問題点を立体的に理解することができる。

イ 刑務所見学(一般教養科目3単位)

各クラス単位で、検察教官(一部の見学先については刑事裁判教官)が同行して、府中刑務所、八王子医療刑務所、横浜刑務所、千葉刑務所、市原刑務所又は川越少年刑務所を見学させ、矯正施設の現場、施設の抱える問題等についての理解を得させている。

なお、女性修習生は、クラスごとに二班に分けて、栃木刑務所又は

愛光女子学園を見学させている。

(6) 刑事裁判教官室担当セミナー

ア 刑事訴訟法セミナー(全7回のうち刑事裁判教官担当は3回)

修習生のうち司法試験において刑事訴訟法を受験しなかった者を対象に、クラスごとに教官が公判手続、訴因、証拠等刑事訴訟法の基本問題を取り上げ、実務的な観点から修習に資する補講を行っている。

イ 刑事トライアルセミナー(6回)

法廷教室を使用し、比較的簡単な詐欺被告事件(タクシーの無賃乗車)を題材とした記録に基づき、裁判長は教官が、その他の訴訟関係人は修習生15人がそれぞれ担当して(陪席裁判官2人、検察官及び弁護士各5人、被告人、証人及び連絡委員各1人。このほか、当セミナーの受講を申し込まなかった修習生にも傍聴人として修習の機会を与えている。)、模擬法廷を実施し、公判手続・訴訟活動の実際を学ばせ、模擬法廷終了後、直ちに裁判長役の教官が講評を実施し、刑事裁判手続の基礎的知識及び訴訟技術の修得を徹底させている。

これも、いわゆるロールプレイング型のカリキュラムの一つであるが、前述した交互尋問とは異なり、あらかじめ配布された記録に基づくシナリオに沿って行われる。修習生にとっては、刑事第一審公判手続の流れを全体として体験することができ、毎年希望者が多く、修習生に好評を得ているカリキュラムの一つである。このセミナーは、1回2法廷で、合計6回12法廷で実施している。

ウ 刑事法学セミナー(1回)

前田雅英氏(東京都立大学法学部教授)を講師として、過失犯論を題材に、事前に修習生にアンケートを実施した上、学説の状況、判例・実務との相違点とその原因、更に学説と実務との間の相互啓発の可能性等について講義が行われた。

エ 供述心理(2回)

石丸俊彦氏(元東京高裁判事、弁護士)を講師として、具体的事例

を豊富に交えて、供述証拠に関する問題点について講義が行われた。

オ 精神医学（2回）

風祭元氏（東京都立松沢病院長）を講師として、精神医学と精神鑑定の基礎的知識について、具体的事例を紹介しながら、講義が行われた。

カ 外国法セミナーのうち刑事裁判に関係あるもの

(ア) 英米刑事法（3回）

龍華聡之氏（東京地裁判事）及び西田時弘氏（最高裁判事局付）を講師として、アメリカ及びイギリスの刑事手続の流れと基礎的事項について、講義とビデオの視聴及びその解説が行われた。

(イ) ドイツ刑事法（3回）

川出敏裕氏（東京大学大学院法学政治学研究科助教授）を講師として、ドイツの刑事司法制度、立法手続等について講義が行われた。

キ OAセミナー（各2回）

(ア) 初級コース

OA教室において、専門のインストラクターの指導の下、パソコンの初心者を対象として、ワープロソフトによる文書作成操作を修得させている。

(イ) 中級コース

前同様、インストラクターの指導の下、パソコンの基礎知識のある者を対象として、ウィンドウズ95の基本的操作、複数のアプリケーションソフトの起動・切替え等を修得させている。

2 実務修習

前期修習が終了すると、修習生は、全国50か所の各配属地に分散して実務修習に入る。平成6年4月採用の第48期生の人数が700名を超えたことから、全国の地裁本庁すべてに修習生が配属されることになった。

実務修習は、各配属庁会において、指導担当者の指導の下、生きた事件の処理を通じて、実際の訴訟手続の運営を体得するものである。刑事裁判

の実務修習期間は約4か月間である。この期間、修習生は各地方裁判所の刑事部に配属され、主としてその部の裁判官の下で修習する。修習生は、配属部の裁判官が主宰する法廷で公判を傍聴し、裁判官の訴訟指揮や証拠調べを実際に見聞し、刑事第一審公判手続の流れについて理解を深めるとともに、刑事裁判における実体形成を自ら体験しつつ、事実認定の手法を修得する。合議事件については、合議に参加し、場合によっては主任裁判官の立場で合議メモを作成することもある。また、単独事件については、事実認定や法律上の問題点、量刑について裁判官と意見を交わし、刑事裁判の実際について理解を深める。さらに、実際に判決書の草稿を起草し、これについて裁判官から添削指導を受けることにより、判決書作成を实地に学ぶことができる（最近の修習生の平均的な起案の件数は10件程度である。）。以上のような公判傍聴、判決起案以外にも、例えば、令状関係の事務について、裁判官が行う勾留質問や保釈の面接などを傍聴して指導を受けたり、また、訴訟関係人との事前打合せや期日間準備に立ち会うなどして、公判廷外での裁判官の職務にも触れる機会が与えられている。さらに、配属庁によっては、書記官室において書記官事務の一端を見聞したり、大規模庁では特別部での修習や高等裁判所における刑事法廷の傍聴も実施している。

こうして、実務修習中、修習生は、公判傍聴や判決起案のみならず、刑事裁判実務の全般について、裁判官から指導を受けるとともに、その仕事を間近に見る機会を与えられ、刑事裁判官の心構えをはじめ、その喜びや苦しみなどを学ぶことができる。また、裁判官だけではなく、書記官、速記官及び事務官等、裁判官と協働して刑事裁判を支えている裁判所の人々との接触も実務修習において初めて体験できることである。

修習生は、配属部で以上のような指導を受けるほか、配属庁ごとにあらかじめ作成された修習生の指導計画に基づき、講義（書記官事務など、より実務的な内容のもの）、問題研究（刑事公判や証拠法に関する問題など）、模擬裁判、講演、座談会及び各種施設や工場等の見学などいわゆる合同修

習の機会も与えられている。特に、模擬裁判は、模擬裁判記録に基づいて、実際の法廷を使用し、法服を着用して修習生自らが各当事者を実演するもので、実務修習の成果を試す貴重な機会であり、配属庁によっては検察庁や弁護士会と合同で実施することもある。

また、刑事裁判の実務修習期間中、修習生は原則として20日間、家庭裁判所で修習を行う。家庭裁判所においても、修習生は少年事件の審判や家事事件の調停を傍聴したり、決定書や審判書を起案し、裁判官や家庭裁判所調査官等の指導を受ける。修習生にとって、比較的なじみの薄い少年事件や家事事件の実情を知るとともに家庭裁判所の役割を知る機会でもある。

配属庁で行われる刑事裁判の指導は、基本的には「司法修習生指導要綱」(平成8年3月25日 地家裁所長、検事正及び弁護士会長宛司法研修所長通知)に従って行われており、さらに、司法研修所が毎年開催する各配属庁会の指導担当者協議会において修習指導の方策について協議がなされ、これに基づき各庁の実状に合わせた修習指導の工夫がなされているので、指導方法については全国レベルで見てもほとんど差がないと言ってよい。

3 後期修習

実務修習を終えた修習生は、1年4か月ぶりに再び司法研修所に戻り、後期修習に臨む。後期修習は、修習地の違いによる修習の不均衡を是正するとともに、修習の総仕上げをするものである。

以下に紹介するものは、第49期司法修習生に対するものを中心とした、過去2、3年間に実施された後期修習のカリキュラムの概要である。

(1) 講義 (1回・1単位)

前期と同様に各クラス単位で担当教官が行っている。後期における刑事裁判修習のカリキュラムについてガイダンスを行った後、修習生が実務修習中に経験した事件、体験した出来事等に基づき、刑事裁判の実際の運営について、質疑応答、意見交換を行っている。

(2) 判決起案及び討論・講評 (1回・5単位)

共謀共同正犯の成否が問題となる覚せい剤取締法違反被告人の修習

記録に基づき、判決主文、罪となるべき事実、法令の適用及び事実認定上の問題点等を即日起案の方式により実施し、起案日の翌日、教官の司会により事実認定上の問題点について討論を行い、その後、教官が起案を添削批評した上、講評を行っている。

(3) 問題起案及び討論・講評 (2回・計10単位)

いずれも即日起案の方式により行っている。第1回は、共謀の有無及び強盗の犯意発生時期が問題となる強盗致傷被告人の修習記録に基づき、前述した判決起案と同様の要領で起案させ、起案日の翌日、クラスを二班に分けて、修習生の司会・進行により討論を行い、その後、教官が起案を添削批評した上、講評を行っている。

第2回は、火災の出火原因及び被告人の捜査段階での供述の信用性が問題となる現住建造物等放火被告人の修習記録に基づき、第1回と同様の要領で起案させ、教官が起案を添削批評した上、講評を行っている。

後期修習で実施される判決起案や問題起案を見ると、実務修習にまじめに取り組んだ修習生は、前期に比べて長足の進歩を遂げており、修習生間の実力の差が歴然と現れていることが分かる。

(4) 問題研究 (3回・計5.5単位)

第1回は、事前準備等に関する事例問題をあらかじめ配布して、自宅で当該事例における問題点を書面に記載させた上、提出させ、それに基づいて事前準備の手続、運用等について研究を行っている。第2回は、伝聞証拠に関する事例問題をあらかじめ配布し、当該事例の問題点を指摘させた上、証拠の採否とそれに対する異議の取扱いについて討論・研究を行っている。第3回は、量刑に関する基礎的知識と実務の現状を理解させるため、適宜分類した各種の量刑事情をあらかじめ修習生に提示し、犯罪類型と量刑事情の問題について討論・研究を行うとともに、実務に巣立つ直前の修習生のために教官がはなむけの言葉を贈っている。

後期修習で実施される問題研究は、いずれも前期に比べてより実務的なテーマを取り上げているため、実務修習の成果がよく現れており、個

々の修習生の成長ぶりがよく分かる。

(5) 模擬裁判（1回・4単位）

刑事三教科の共通科目として行われている。傷害被告事件の刑事模擬裁判記録に基づき、各クラスごとに修習生からスタッフを選出して各教室（2クラスは法廷教室を利用）において模擬裁判を実施し、その後、刑事裁判、検察、刑事弁護の各教官が講評を行っている。修習生は、それぞれの役割に応じて周到な準備を行い、証人尋問にも熱心に取り組んでおり、刑事裁判修習の総仕上げにふさわしいカリキュラムといえよう。

(6) 刑事裁判教官室担当セミナー

ア 刑事上訴セミナー（3回）

刑事控訴及び刑事上告の手續について、岡田雄一氏（東京高裁判事）及び大谷直人教官を講師として講義が行われた。

イ 令状関係セミナー（3回）

あらかじめ配布した令状実務に関する事例問題に基づいて、担当教官が修習生に質問する形式の講義を行っている。

ウ 事実認定論（2回）

石丸俊彦氏（元東京高裁判事、弁護士）を講師として、供述心理又は情況証拠など、事実認定に関連する問題点について講義が行われた。

エ 精神医学（2回）

風祭元氏（東京都立松沢病院長）を講師として、「刑事裁判と精神鑑定」と題して、精神鑑定に関する基礎的事項について講義が行われた。

オ 憲法セミナー（1回）

富越和厚氏（東京地裁判事）を講師として、非嫡出子の相続規定に関する憲法判例を題材に、修習生による討論を行い、憲法訴訟の問題点について研究を行った。

第3 刑事裁判修習の展望

本年は戦後の新しい裁判制度が発足して満50年、節目の年である。司法研修所もこれと同時に半世紀にわたる長い歴史を歩んできた。この間、関係者の努力により、刑事裁判修習のカリキュラムも、時代・環境の変化、要請に応じてその都度改善が加えられ、今日に至っている。しかし、近年、刑事裁判を取り巻く状況は、犯罪現象を含めて大きく変化してきており、また、刑事裁判自体も、我が国社会の著しい情報化、国際化に十分対応できているのか、法秩序の維持と人権の擁護という国民の期待によく応え得ているのかなど、あらゆる角度から検討をせまられている。折しも裁判の担い手を含む有為な人材をいかにして法曹界に確保し、これをどのようにして養成していくべきか等をめぐって、熱い論議が交わされ、司法試験制度の改革を含む法曹養成制度の見直しが進められているところである。刑事裁判修習のカリキュラムも、具体的事件を素材とし、刑事裁判実務に関する基礎的な知識・技能を修得させ、法曹に求められる高い識見を得させるという基本理念を堅持しつつ、これに加えて、これからの法曹に要求されるであろう時代の動きに即応できる柔軟な能力、全く新しい形の事件にも的確に対処できる応用能力を修得させるカリキュラムが重要になってきたように思われる。我々は、現行のカリキュラムに甘んじてこれを漫然と墨守することなく、その時々の社会の動き、時代の要請を敏感につかみ取り、これをカリキュラムに反映させていく工夫と努力を怠ってはならない。そこで、新しい時代を展望しながら、刑事裁判修習の目指すべき方向を模索してみると、当面の課題として、次のような問題点を指摘することができるであろう。

第1に、将来、刑事裁判に関与する者としての社会的使命の自覚・心構えに関する研修の重要性が増すのではなかろうか。価値観が多様化、複雑化すればするほど、裁判官、検察官、弁護士それぞれの立場の違いから、裁判を共に支えるという共通認識が希薄化するのではないかと危惧される。前述したとおり、刑事裁判修習が我が国の刑事司法制度に関与する法曹を養成する

教育である以上、共通の職業意識（プロフェッショナリズム）について、法曹の先達の経験を尋ね、これを拠り所にした研修を行うことは有益であると思われる。

第2に、教育手法の合理化、効率化が挙げられる。すなわち、既に行っているようなビデオ化した教材の放映のほか、最近のOA機器の発達にかんがみ、今後とも、パソコンその他の教材を活用するなど、より分かりやすい講義を効果的に実施するための手法を探求していく必要がある。

第3に、より効果的、効率的なカリキュラムへの改善を図る必要がある。既に、刑事三教官室共通のカリキュラムとして交互尋問（前期）と模擬裁判（後期）が実施されているが、そのほかにも、内容的に関連するテーマのカリキュラムについては、教官室間で適宜連絡を取り合うなどして、各科目の独自性を維持しつつ、より有機的かつ効率的なカリキュラム編成を行うための方策を検討していきたい。

第4に、修習生の修習意欲を高めるものとして、討論型・参加型の授業やセミナーを実施していることは前述したとおりであるが、この種の授業やセミナーを更に拡充していくことも必要であろう。

検察修習の現状と展望

検 察 教 官 室

第1 はじめに

検察修習の現状と展望については、司法研修所論集創立四十周年記念特集号においても、当教官室としての分析を掲載したところであるが、その当時と現在とでは、司法修習生を含む法曹養成制度全体の枠組みやその周囲の状況に、大きな変化が見られる。それは、社会の複雑化、高度化、国際化等の進展に伴う国民の法的ニーズ及び法曹に対する社会的要請の高まり、司法試験合格者数の拡大による司法修習生の大幅な増加、並びに、司法研修所の移転とその物的・人的設備の拡充などであって、その変化は、相互に関連しながら現在もお進捗過程にあるといえよう。

司法研修所及び各実務修習地において司法修習生の修習を委託された地方検察庁（以下、「実務修習庁」という。）における検察修習の在り方については、従来から、長年の実践と検証に基づいて定着してきた方法を基本としつつも、司法修習生指導担当者協議会における協議等を通じて、その内容を更に充実させるべく努力が続けられてきた。その意味では、過去においても、検察修習は決して不変のものではなかったのであるが、その変化は、あくまでも一定の枠組みの中での運用上の改善に過ぎなかった。しかし、近い将来、法曹養成制度改革の一環として、検察修習についても抜本的な改革を行う必要性が出てくることは、明らかである（法曹養成制度の抜本的改革の必要性及び将来の方向性については、平成7年11月13日付け法曹養成制度等改革協議会意見書に示されている。）。現在は、戦後の法曹養成制度の安定期ともいふべきものの、昨今の諸情勢にかんがみ、一定程度その社会的使命を果たすには、法曹養成制度の更なる充実が必要であると思われる。

そこで、以上の現状認識の上に立って、現時点（平成8年度末現在）にお

いて、過去10年を振り返りながら、改めて検察修習の現状を概観し、今後の課題を明らかにして将来を展望することとしたい。本稿が、検察修習を含む法曹養成制度の抜本的改革及び改革後の新たな検察修習制度の運用に際して、少しでも参考になれば幸いである。

第2 検察修習の現状

2年間の司法修習期間中の検察修習は、司法研修所における検察修習と、全国各地の実務修習庁における検察実務修習の二つに大きく分けられ、前者は、更に前期修習と後期修習とに分けられる。以下、司法研修所における前・後期の検察修習を中心に、検察修習の現状について述べる。

なお、過去10年間（年度では、昭和62年度から平成8年度までの間。司法修習の期別では、前期は第41期から第50期までの間で、後期は第40期から第49期までの間）の、司法研修所における検察関係の主要カリキュラムの実施状況及びその変遷状況については、別表に示したとおりである（なお、司法修習の期別と年度との対応関係については、同表中に示しているので、本文中では、特に必要な場合を除いて年度は示さず、期別のみを示すことにする。）。

1 司法研修所検察教官室の概要

平成8年度現在、司法研修所における修習の中で検察科目を担当する検察教官は12名で、いずれも任官後10数年ないし20数年の検事の中から選任されている。司法修習生は、約60名ずつ12クラスに編成されており、各検察教官は、それぞれ担当クラスを持っている。なお、第46期から、1クラス当たりの司法修習生の数がそれまでの約50名から約60名に増加し、更に第48期からは、クラス数が10から12に増加したことに伴い検察教官も10名から12名に増員された。

司法研修所検察教官室は、この12名の検察教官及び検察所付1名（検察教官の事務補助の担当者として平成4年度から配置され、任官後7年程度の検事の中から選任されている。）の計13名によって構成されている。

2 司法研修所における前期修習

司法研修所における前期修習の期間は、近年は、おおむね4月10日から7月20日ごろまでの3か月余りであるが、この間の検察修習は、検察実務に関する基本的知識を修得させるとともに、実務に即した理論についての研究を指導することを指導目標としている（平成8年3月25日付け司研企第122号（組い-2）指導要綱第2章第2節第1の1。以下、同指導要綱からの引用については、単に「指導要綱第2章第2節第1の1」のように示す。）。

この間の検察科目は、2時間を1単位として、第49期以降は、合計24.5単位である。この検察科目の総単位数については、司法研修所の全体の単位数との関係で変動があり、過去10年についてこれを見るに、第41期から第47期までは22単位、第48期は25.5単位となっている。

その中での各種指導方法についての単位配分は、第50期の場合、講義（5回）5単位、起案及び講評（各2回）10単位（起案6単位、講評4単位）、問題研究（1回）4単位（起案2単位、討論1単位、講評1単位）、事例研究（1回）4.5単位（起案2.5単位、討論1単位、講評1単位）、検察講演（1回）1単位となっている。また、検察教官室が担当しているカリキュラムとして、ほかにセミナーと刑務所見学がある（そのほか、検察教官室は、交互尋問の研究（前期）及び刑事模擬裁判（後期）にも関与しているが、これらは、刑事裁判、検察及び刑事弁護の刑事関係科目の共通カリキュラムとして実施されるという特殊な性格を有するものなので、本稿では論述の対象とはしない。）。

なお、単位配分については、検察教官室に委ねられており、別表に示したとおり、年度によって若干の変動がある。

以下、別表に示した過去10年間の実施状況の変遷を踏まえつつ、第50期前期の実施結果を中心に、各指導方法の内容を簡単に説明する。

(1) 講義

講義は、検察講義案（3年に1回改訂）を教材として、検察制度の沿

革、検察の機構、検察事務等について概括的説明を行い、検察全般にわたる知識を修得させた上、修習記録等を併用しながら、刑事手続（捜査、事件処理、公判等）及び刑事手続以外の分野における検察官の活動等につき具体的に解説し、その中で、基本的人権の擁護に努めつつ社会正義を実現し、我が国社会の安全と公正を守るという検察官の重要な役割を理解させる指導方法である（指導要綱第2章第2節第1の2(1)）。

講義の回数及び単位数は、過去10年間、5回、5単位のままで、増減はない（なお、総単位数が前年度より3.5単位増加した第48期においては、教官による講義を補充するものとして、現職検事による実務家講義が新たに実施されたが、第49期において、総単位数が1単位減少したこともあって、その後は実施されていない。）。

講義については、従来、共通の教材を使用しつつも、各担当教官が、各自の検察官としての経歴や個性を生かし、それまでに取り扱った事件の捜査・公判の経験談等を適宜折り込みながら、具体的に分かりやすく講義することに重点が置かれていたもので、それによって講義を実務に即した迫力あるものとするに役立っていたと思われる。そして、現在も、このような基本的立場は維持されている。しかし、諸情勢の変化に伴い、各クラスの公平等の観点から、司法修習生全体に一定の範囲で共通した内容の講義をすることの必要性も生じてきた。そこで、司法修習生が約500名から約600名に増員された第46期前期から、講義の一層の充実のため、検察教官室の内部資料として講義の骨子（全教官が共通して講義の内容に盛り込む事項）を定めるようになり、それが年々改訂・充実されて現在に至っている。

第50期については、具体的には、平成6年版検察講義案を教材として使用し、おおむね、第1章「検察機構」1単位、第2章「捜査」2単位、第3章「事件の処理」1単位、第4章「第一審公判手続」1単位の割合で時間を配分して、その中では次の9項目に重点を置いて、講義を実施した。

ア 我が国の検察制度の特色、とりわけ刑事司法の運営において検察官の果たす役割の重要性について

イ 検察権行使の重点及び検察官独自捜査の在り方について

ウ 検察官同一体の原則及び検察の運営について

エ 実体的真実発見の必要と被疑者及び被告人の人権保障との調和について

オ 任意捜査及び強制捜査の手続並びに運用について

カ 証拠の評価力と事実認定力の養成について

キ 事件処理の手続、態様及び基準について

ク 公判準備について

ケ 公判手続、特に冒頭陳述、証人尋問及び論告などについて

なお、最終の講義においては、実務修習への橋渡しという観点から、実務修習の概要の説明及び実務修習に臨む心構えなどについても、講義を行った。

また、現代の発達した情報化社会の下で、テレビ等の映像情報になじんだ司法修習生に対応するための新たな試みとして、近年、検察教官室も協力して法務省が作成したビデオを、通常の方法による講義、すなわち、教官による口頭説明及び重要な点についての板書等による講義を補充する教材として使用している。具体的には、第47期からは「検査 捜査と公判」と題する60分ビデオを、第48期からはそれに加えて「検察の独自捜査」と題する40分ビデオを、それぞれ講義中に上映した上で、教官が補充説明を行うなどして、講義の内容に対する理解を一層深めさせるよう努めている。

(2) 起案及び講評

起案は、事実の認定、法律の適用について基本的な問題点を含み、しかも検察実務上取り扱うことの多い事件に関する修習記録（実際の事件の捜査記録を適宜修正した教材用の記録であり、当該記録中に現れた事実のみを前提として事件処理についての判断ができるように作成されて

いる。)を使用し、起訴状(求刑票を含む。)又は不起訴裁定書を作成させるとともに、当該事件の処分に際し、事実の認定、法律の適用及び情状に関して考慮した問題点とその結論及び思考過程を記載した書面を作成させる指導方法であり、起案後の講評においては、証拠の収集、証拠に基づく事実認定及び法律適用の各手法を修得させるとともに、事案に対する適正妥当な判断力をかん養させ、かつ、起訴便宜主義の刑事政策的意義を理解させるように指導している(指導要綱第2章第2節2(2)参照)。

起案には、自宅において各種文献等により判例・学説等を自由に調査させて行わせる自宅起案と、司法研修所において六法全書及び検察講義案のみの参照を許して行わせる即日起案とがある。起案の回数を過去10年間について見ると、第41期から第47期までは3回(自宅起案2回、即日起案1回。第42期までは計11単位、その後は計12単位)であったが、第48期以降は、2回(自宅起案、即日起案各1回。計10単位)となっている。

担当教官は、各司法修習生の起案に添削を施すなどして個別に指導するほか、前記のとおり、起案の結果を踏まえて、クラス全員に対する起案講評を行っている。

なお、起案の添削や講評については、かねてから、その客観化を図るために、全教官が、当該修習記録に含まれる問題点等について合議し、実務的な観点から最も適正・妥当と認められる結論を出し、司法修習生に紹介する判例・参考文献等を決定するなどした上で、各教官が、合議の結果に沿って添削及び講評を行っている。しかし、中には、教官によって若干見解を異にする問題点もないわけではなく、そのような場合は、あえて画一化はせず、司法修習生に対して異なった考え方があり得ることを示すなどして柔軟に対応している。

起案講評の方法は、基本的には講義と同様である。すなわち、検察講義案を教材とし、教官による口頭説明や重要部分についての板書等によ

って行っている。また、参考資料として、当該修習記録に関する「公訴事実の骨子」を配布している。それ以外の具体的方法については、各修習記録の特色等に応じ、基本的には各教官に委ねられている。通常は、各教官において、自ら実務上直接・間接に経験した類似事件の捜査・処理例について適宜紹介するなどしている。また、教官が一方向的に解説するだけでなく、問題点について司法修習生にその見解を口頭で発表させたり、異なった見解を持つ者の間で討論をさせるなどした上で、教官が解説を加えることもある。

起案及び講評に当たって、特に重視しているのは、証拠の適正な評価及びこれに基づく適切な事実認定である。司法修習生は、大学等における勉強の過程で、法律解釈論については相当程度習熟しているが、実務家にとって必要な証拠の評価や事実認定能力については不十分な者が多い。したがって、この能力を向上させるための指導方法として、現在の司法研修所における起案及び講評が最も有効であることについては、おそらく異論はないであろう。

第50期については、具体的には、次のような起案を実施した。

ア 第1回起案(自宅起案3単位、講評2単位、計5単位)

修習記録の内容は、暴力団組員の被疑者2名による、けん銃を使用した対立暴力団事務所に対する襲撃事件(殺人未遂等被疑事件)であり、犯人性並びに殺意及び共謀の認定等が問題となるものであった。

イ 第2回起案(即日起案3単位、講評2単位、計5単位)

修習記録の内容は、ビル内の店舗における連続放火事件(建造物等以外放火被疑事件)であり、犯人性及び現住建造物等放火罪の成否等が問題となるものであった。

(3) 問題研究

問題研究は、修習記録、設例等を教材として使用し、実体法上及び訴訟法上の諸問題について研究させた上、討論及び講評を行うなどの方法により、問題点の把握及び考え方について指導する指導方法である(指

導要綱第2章第2節第1の1の(3))。

問題研究については、過去10年間に、その実施方法や単位数に若干の変遷が見られる。例えば、第41期から第48期までは、問題研究をA・Bの2つに分け、2回にわたり書面を作成・提出させた上で、それぞれ講評を行っていたが(第47期までは計4単位、第48期は計4.5単位)、第49期以降は、書面の作成・提出を1回とし、討論及び講評を各1回(第49期では計4.5単位、第50期では計4単位)実施するようになった。しかし、設例(前提となる事実関係を設定した事例)形式による出題に対し、司法修習生に結論、思考過程等を記載した書面を即日起案方式で作成・提出させ、各教官が各クラスで討論を併用しつつ講評することにより、檢察実務において遭遇しがちな実体法上及び訴訟法上の諸問題(檢察官として捜査・指揮すべき事項等の実務的問題を含む。)を研究させるという点では一貫している。

なお、討論については、起案後早い時期に少人数で行うことがより効果的であるため、講評と別枠で実施するようになった第49期以降は、起案の翌日又は翌々日に、1クラスを半数ずつに分けてそれぞれ別個にこれを実施している(これが可能となったのは、第48期前期開始時から、司法研修所が、和光市内に移転し、各クラスにそれぞれ大教室と中教室が併設されたことによる)。

第50期については、具体的には、実体法上の問題として、贈収賄罪の成否に関する設例、訴訟法上の問題として、職務質問、逮捕及び押収等の手続の適法性に関する設例を使用して問題研究を実施した。

(4) 事例研究

事例研究は、問題研究に類似する指導方法であるが、過去10年間に於いて、その実施状況にかなりの変遷が見られる。すなわち、第40期(昭和61年度)当時は、主として、事件の捜査方針や捜査方法等を研究させるものとされ、檢察官が警察から特定の身柄事件の送致を受けたとして、その後いかなる捜査を行うべきか、また、どの程度までの証拠収集がで

きたら起訴できるかなどを検討させるのが通例であった。当時は、檢察教官室が、実際の事件を基に、身柄事件の送致記録の基本的な内容を示して出題し、司法修習生に書面で回答させ、各教官が各クラスで研究討論をさせて講評していた(単位数は1であった)。同様の事例研究は、その後、第42期までは実施されていたが、第43期から第47期までの間は実施されなかった。

そして、第48期以降、前記のとおり起案の回数が3回から2回に減少すると同時に再び実施されるようになったが、それ以後の事例研究は、性格が若干変更され、修習記録を使用し、当該事件の処分並びに事実認定上及び法令適用上の問題点を検討させた上、その結果を記載した書面を即日起案方式で作成・提出させ、討論及び講評を行うという、起案に類似したものとなっている(それに伴って、単位数も4に増加した)。ただし、起訴状や不起訴裁定書を作成させていない点及び講評とは別枠として討論(その実施方法は第49期以降の事例研究と同じである。)を実施している点で、起案とは異なっている。この方法による事例研究には、極めて実務的かつ技術的な要素を含み、司法修習生にとっては相当程度時間を要する起訴状等の作成を免除することにより、限られた単位数の中で、事実認定、問題点の把握・検討・論述等の能力に関する指導に焦点を合わせることが可能となるという利点がある。

第50期については、具体的には、暴力団組員の被疑者2名による恐喝被疑事件についての修習記録を使用して事例研究を実施した。

(5) 講演

講演は、講義に類似するものとして実施されているものであるが、過去10年間、実施方法や単位数に変動はない。毎回、法務・檢察の枢要な地位にある検事を講師として招き、大講堂において、司法修習生全員を対象として実施している。主題は、刑事司法の現状及び課題、檢察官の在り方及び役割等に関するものが多く、いずれも、大局的見地から、かつ、抽象論にとどまることなく各講師の豊富な実務経験に基づいた講演

がなされている。

具体的には、第49期については法務大臣官房長原田明夫氏による「現代社会における法律家の役割」と題する講演が、第50期については最高検察庁刑事部長松田昇氏による「検察官としての捜査の在り方」と題する講演が、それぞれ実施された。

(6) 検察教官室担当セミナー

セミナーは、司法修習生に実務に関する幅広い知識を修得させるために行うものであり(指導要綱第3章第2参照)、そのうち、検察教官室が担当するセミナーには、刑事訴訟法セミナー及びその他のセミナーの2種類がある。

ア 刑事訴訟法セミナー

刑事訴訟法セミナーは、司法試験における受験科目として刑事訴訟法を選択しなかった司法修習生が必須科目として受講するものであり(刑事訴訟法選択者も任意に受講することはできる)、刑事訴訟法に関する知識が乏しい司法修習生に対する補講的性格を有するものである。

刑事訴訟法セミナーの単位数及び実施方法についても、過去10年間に変遷がある。すなわち、第41期から第47期までは、6単位(6回)とされ、刑事裁判教官室及び検察教官室において3単位ずつ分担して実施していたところ、第48期以降は、8単位(8回)に増加し、また、刑事裁判教官室が4単位、検察教官室が3単位、刑事弁護教官室が1単位を分担して実施するようになったものである。

検察教官室としては、各教官が各担当クラスの受講生に対し、捜査関係、特に、逮捕・勾留、押収・搜索等に関する手続を中心に、実務的な観点から、講義方式(教材用に簡略化した送致記録や各種手続関係書類等を使用している。)により、刑事訴訟法セミナーを実施している。

イ その他のセミナー

刑事訴訟法以外の検察教官室担当のセミナーは、いずれも司法修習生による選択必須科目(一定の単位数の受講が義務づけられているが、科目の選択は時間帯が重ならない限り自由とされるもの)であるが、その実施内容等につき、過去10年間に於いて大きな変遷があり、次第に充実したものになっている。すなわち、まず、第41期から第45期までは、大学教授による「法医学」(2単位)及び「裁判医学」(1単位)のセミナーをいずれも実施し、実務家(検事)による「ホワイトカラークライム」、「刑事政策—世相と犯罪」及び「経済関係法」(各1単位)と題するセミナーのうち2つを各期において適宜実施していただけた。しかし、司法修習生に、より一層実務に即した幅広い専門的知識を修得させるという観点等から、第46期において、いずれも実務関係者を講師とする「租税実務」、「租税事件の捜査処理」、「会社犯罪」、「強行犯罪の捜査処理」、「独禁法を巡る諸問題」、「証券犯罪の捜査処理」及び「犯罪の国際化の諸問題」と題する七つの新たなセミナー(各1単位)を設け、従来同様実施した「法医学」と合わせて、セミナーは、8科目・9単位数に増加した。その後、個々のセミナーの主題や単位数については各年度によって若干の変遷はあるものの、セミナーの充実という基本的方針は維持されて現在に至っている。

第50期については、具体的には次の各セミナーを実施した。

なお、単位数は法医学が2単位であるほかは、いずれも1単位であり、実施回数は単位数と一致する。また、かつこ内は受講者数である。

(ア) 法医学 (202名)

講師 帝京大学医学部教授 石山 昱 夫 氏

(イ) 租税事件をめぐる諸問題 (222名)

講師 東京国税局査察部長 岡本 榮 一 氏

(ウ) 現代の法務検察の役割と使命 (88名)

講師 法務大臣官房参事官 太田 茂 氏

(エ) 企業犯罪をめぐる諸問題 (270名)

講師 東京地方検察庁特別公判部検事 川崎和彦氏

(オ) 強行犯罪の捜査処理 (193名)

講師 東京地方検察庁特別捜査部副部長検事 (前本部係検事)
伊藤鉄男氏

(カ) 独禁法をめぐる諸問題 (142名)

講師 公正取引委員会審査部付検事 山上秀明氏

(キ) 刑事司法における国際協力について (31名)

講師 アジア極東犯罪防止研修所次長 北田幹直氏

(ク) 訟務事件について (37名)

講師 法務省訟務局参事官 今村隆氏

(7) 刑務所見学

刑務所見学は、セミナーと同様、司法修習生に実務に関する幅広い知識を修得させるために行うものであり(指導要綱第3章第2参照)、司法研修所におけるカリキュラム上は一般科目として位置づけられるものであるが、従来から、主として検察教官が引率して実施しており、矯正施設の現況、矯正処遇上の諸問題についての理解を深めさせている。

第50期においては、男性司法修習生は、クラスごとに分かれて、府中、横浜、千葉、市原、川越少年又は八王子医療の各刑務所を見学し、女性司法修習生は、これとは別に、栃木刑務所又は愛光女子学園(少年院)を見学した。

3 実務修習庁における検察実務修習

実務修習庁における検察実務修習の期間は、1年4か月間の実務修習期間のうちの4か月間である。実務修習庁の数は、従前は、37庁であったが、司法修習生の増員に伴い、第46期から44庁に増加し、第48期以降は50庁すべての検察庁に司法修習生が配属され、検察実務修習が実施されるようになった。

検察実務修習は、司法研修所における前期修習を基礎として、検察庁における検察実務の実体を体得させて検察に対する理解を深めさせるととも

に、実際の事件の捜査・処理及び公判活動を通じ検察官として必要な心構えを体得させることを指導目標としており(指導要綱第2章第2節第2の1)、一般的な指導の範囲及び方針としては、性質上司法研修所で行い難いもの、すなわち、実際の事件の捜査・処理、公判立会、その他の検察事務等について、検察官として必要な理解を得させることを主眼とし、その際、単なる技術的指導にとどまらず、検察官として必要な心構えを体得させることを心掛けるものとされている(指導要綱第2章第2節第2の3(1))。

各実務修習庁は、指導担当検察官を定め、一定の指導計画の下に、司法修習生の指導に当たっているが、各実務修習庁の実情に応じて、指導担当検察官以外の検察官も指導担当検察官との連携の下に適宜指導に関与している(指導要綱第2章第2節第2の2)。指導担当検察官の数や指導計画については、各庁の規模やそれに応じた司法修習生の配属数(第50期の場合、3名ないし150名である。)等の実情に応じて定められている。

以下、捜査修習、公判修習、その他の修習に分けて、検察実務修習の具体的な指導の範囲及び方針等について、ごく簡単に説明する。

(1) 捜査修習

捜査修習は、検察実務修習の中心的分野であって、捜査中の事件について、原則として当該事件の主任検察官の監督・指導の下に実施されている。捜査修習においては、刑法犯を主とし、なるべく各種罪名にわたる在宅事件及び身柄事件を処理させることに配慮し、その際、検視、検証、実況見分、搜索、差押え、取調べ等の要領を体得させながら、事件処理の手法を指導している。すなわち、捜査修習には、事件の捜査についての修習だけでなく、事件の処理についての修習も含まれる。そして、事件の捜査については、取調技術、主要犯罪捜査の要領、証拠収集方法、捜査書類作成の要領を中心に指導しており、事件の処理については、事件の真相の把握、見通しの体得、証拠の価値判断、起訴・不起訴処分決定の基準の体得、事件報告の要領等を重点として指導し、検察官として必要である迅速な決断力と円満妥当な判断力等を養成体得させることを

主眼としている。

司法修習生の捜査修習における事件処理の件数は、各実務修習庁の実情及び各司法修習生の意欲・能力等によって左右されるが、近年は、司法修習生1人当たりおおむね10件前後というのが平均的なところである。

(2) 公判修習

公判修習は、各実務修習庁の実情に応じて、捜査修習とは期間を区別して実施する場合と期間を区別せず適宜実施する場合とがある（後者の場合は、司法修習生が、自ら捜査修習をした事件について、引き続き公判修習も行うことが多い。）が、いずれにせよ、公判継続中の事件について、当該事件の担当検察官の監督・指導の下に、実施されている。公判修習においては、検察官として公判に臨む心構え、態度等について理解させた上、提出証拠の整理、証拠等関係カードの作成、冒頭陳述書の起案、論告要旨の起案等をさせ、あるいは、証人尋問技術について指導し、もって公判立会の要領を修得させるとともに、これを通じて検察官の公判における活動の重要性を認識させている。

(3) その他の修習

以上の捜査修習、公判修習のほかに、検察機構全体の有機的活動の実体を理解させるため、各実務修習庁の実情に応じて、かつ、その特色を生かして、講義、研究会、見学等が適宜実施されている。

4 司法研修所における後期修習

司法研修所における後期修習の期間は、近年は、おおむね11月末から翌年4月初旬までの約4か月であるが、実際には、いわゆる二回試験の関係で、事実上2月20日ころに後期修習のカリキュラムが終了している（実質的な後期修習期間は3か月弱である。）。この間の検察修習は、検察実務に関する総合的指導を行い、その最後の仕上げを期することを指導目標としている（指導要綱第2章第2節第3の1）。

この間の検察科目は、前期と同じく2時間を1単位として、第47期以降は、合計20単位である（総単位数については前期と同様変遷があり、過去

10年についてこれを見るに、第40期から第42期までは18単位、第43期から第46期までは17単位であった。）。

その中での単位配分は、総単位数が20単位となった第47期以降は同じであり、講義（1回）1単位、起案及び講評（3回）15単位（起案9単位、講評6単位）、問題研究（1回）2単位（起案1単位、講評1単位）、事例研究（2回）2単位となっている。このほかに、検察教官室が担当しているカリキュラムとしてセミナーがある。

各指導方法の実施内容は、おおむね前期修習の場合と同様であるが、使用する修習記録等については、前期修習及び実務修習の成果を勘案しつつ、検察修習の総仕上げにふさわしいものを選んでいる。

以下、過去10年間の変遷を踏まえつつ、第49期後期の実施結果を中心に、かつ、前期修習と異なる部分に重点を置いて、その内容を簡単に説明する。

(1) 講義

後期の講義の回数及び単位数は、過去10年間、1回、1単位のままで、増減はない。

後期の講義では、前期及び実務修習に関する補足的講義を主眼としつつ、既に修習した検察実務の理解を深めるための総括的講義及び質疑応答等を行っている。このような後期における講義の性質から、前期修習とは異なり、各教官共通の講義の骨子の作成は行っておらず、講義の具体的内容は基本的には各教官に委ねられている。

なお、第42期までは、後期にも、前期と同様に講演が実施されていたが、第43期以降は、総単位数が1単位減少したことに伴って講演は実施されていない。

(2) 起案及び講評

過去10年間において、後期の起案及び講評の回数については、いずれも3回で増減はない。しかし、その実施方法や単位数については若干の変遷がある。すなわち、第40期から第42期までは、自宅起案1回、即日起案2回とされ、単位数は合計12単位（起案・講評各6単位）であったも

のが、第43期から第46期までは、単位数には増減がないものの3回とも即日起案として実施され、第47期以降は、単位数が合計15（起案9単位、講評6単位）に増加し、かつ、3回とも即日起案として実施されている（前述した第47期からの総単位数の増加は、直接的にはこの起案の単位数増加を原因とするものである。）。

このような変遷、特に3回の起案をすべて即日起案として実施するようになったのは、検察修習の最後の仕上げとして、検察官として必要な迅速かつ妥当な事件処理能力を養成するという観点等に基づくものである。

第49期の後期修習では、具体的には次のような起案を実施した（各回とも、即日起案3単位、講評2単位、計5単位である。）。

ア 第1回起案

修習記録の内容は、暴力団組員の被疑者2名による、けん銃を使用した対立暴力団事務所に対する襲撃事件（殺人未遂等被疑事件）であり、犯人性及び殺意、共謀の認定等が問題となるものであった。

イ 第2回起案

修習記録の内容は、被疑者3名による、見せ金借用名下の詐欺被疑事件（告訴事件）であり、詐欺罪及び横領罪の成否等が問題となるものであった。

ウ 第3回起案

修習記録の内容は、被疑者2名による、通行人に対する強盗致傷被疑事件及び詐欺・傷害被疑事件（後者は無銭飲食後に店主に対して暴行を加えて逃走した事案）であり、犯人性及び共謀の認定、罪名の擬律等が問題となるものであった。

(3) 問題研究

後期の問題研究の回数及び単位数についても、過去10年間に変遷がある。すなわち、第40期から第42期までは、2回実施し、計4単位であったが、第43期から第46期までは、単位数は同じであるが回数は1回になり、第47期以降は、単位数も2単位に減少している。

なお、後期の問題研究においては、講評と別枠で討論の時間をとることとはしておらず、討論と講評を同時に実施している。

第49期の後期修習では、具体的には、殺人事件の捜査経緯に関する設例を使用して、この種事案の捜査に関連する訴訟法上、捜査実務上の諸問題についての問題研究を実施した。

(4) 事例研究

後期の事例研究は、第47期から実施されるようになったものであるが、その実施方法は、前期とはやや異なる。まず、第47期については、2回とも、司法修習生が検察実務修習期間中に取り扱った事件を題材として、事実認定及び法律の適用に関する問題点を発表・討論させ、教官が講評を行うという方法で実施した。第48期については、1回目は第47期と同じ方法で実施し、2回目は教官室出題に係る設問を題材として討論・講評を行うという方法で実施した。そして、第49期については、再び、2回とも第47期と同じ方法で実施した。

以上のように、実施方法に若干の変遷（試行錯誤）はあるものの、後期の事例研究は、基本的には、検察実務修習と司法研修所における後期修習とを有機的に結合するという方向で実施されているといえよう。

(5) 検察教官室担当セミナー

後期のセミナーについては、一定単位数を受講する義務がない随意科目であること、及び刑事訴訟法セミナーがない点で前期のセミナーとは異なる。

検察教官室が担当する後期のセミナーの実施内容等は、前期ほど顕著ではないものの、次第に充実・高度化される方向にあるといえる。すなわち、第40期から第43期までは、実務家（検事）による「外国における犯罪情勢と刑事司法の動向」、「刑事政策」、「最近における刑事立法の動向」及び「近時の独禁法をめぐる諸問題」（各1単位）と題するセミナーのうち2つを各期において適宜実施していた。それが、第44期以降は、3科目（各1単位）に増加し、主題も、実務に密着した専門的分野に関

するものを中心とするようになり（同期のセミナーの主題は、「近時の独禁法をめぐる諸問題」、「証券取引法」及び「租税事件」であった。）、現在に至っている。

第49期については、具体的には、次の各セミナーを実施した。

なお、単位数及び実施回数はいずれも1単位である。また、かつこ内は受講者数である。

ア 外国人犯罪をめぐる諸問題（49名）

講師 東京地方検察庁公安部検事 山 舖 弥一郎 氏

イ 行政等の諸分野における検事の役割について（47名）

講師 法務省刑事局参事官 本 田 守 弘 氏

ウ 租税事件の立証方法について（63名）

講師 司法研修所教官 木 村 敏 文 氏

なお、前記については、検察教官がセミナーを担当しているが、これは、検察教官室において当該専門分野の講師を賄えたことによるものであり、過去10年間においては、第47期にも同様の例があった。それ以外は、外部の実務家（検事）に講師を依頼している。

第3 検察修習の展望

以上概観したように、検察修習は、研修所における前期・後期修習及び検察実務修習のいずれについても質量ともに充実した内容であって、司法修習生に対して、検察実務の実体を体得させて、検察に対する理解を深めさせるとともに、検察官としての必要な実務の基礎的能力を養成するのに大きな成果を上げてきたといえる。しかし、前述のように、司法修習生の数は、平成6年度から約700名に増員され、現在、全国の検察庁で実務修習を行っているところ、平成12年度からはその数は約1,000名に増員されることも予想される。このような状況の変化に対応した、より効果的な検察修習を行うためには、この機会に今一度、検察修習の目的は何かという原点に立ち返って考えてみる必要があるのではないかとと思われる。検察修習の目的は、いうまでもなく、

司法修習生に、検察官の職務について正しく理解させることと、適正妥当な事実認定力・法律判断能力の醸成にあることは論を待たない。また、当然のことながら、司法修習生に法曹倫理、すなわち、法曹にふさわしい心構えと品格、社会常識と一般教養等を身につけさせることもその目的であることに異論のないところであろう。そして、その目的実現のために、司法研修所における前期・後期修習及び実務修習の各意義付けを再確認し、それぞれが担うべき役割を正しく認識した上、相互に緊密な関係を保持しつつ司法修習生により効果的な検察修習を行わせることが必要であると考えられる。

1 司法研修所における前期修習

前期修習は、実務に関する基本的知識の修得を主眼とするものであるが、検察官の職務や活動については、多くの司法修習生にとって必ずしもなじみのあるものではないため、前期修習において、捜査・公判等における検察官の職務を正しく理解させることが重要な課題となってくる。この点に関しては、従来から、担当教官が、検察講義において、検察講義案を基本的な教材としつつ、適宜自ら取り扱った実例やその体験を交えて捜査・公判における検察官の職務とその重要性について解説をする方法が行われてきた。しかし、今後は、これに加えて、捜査や公判等の刑事手続の中における検察官の職務を演じたビデオ等を補助教材として活用することにより、ややもすれば平板的になりがちな講義を視聴覚的に司法修習生に理解させることも検討すべきであるし、法務・検察各分野で活躍している検事の講演やセミナーの更なる充実も必要であると思われる。

ところで、検察の実務における捜査の重要性はいうまでもなく、検察官の職務を正しく理解させるための一方法として取調修習が効果的であることは論を待たない。しかし、事柄の性質上、司法研修所において取調べ等の捜査の実務を修習させることは事実上不可能であるし、全く捜査経験のない司法修習生に捜査実務に関する説明を通して検察官の役割について解説しても、所詮置の上の水練に等しくおのずから限界がある。したがって、司法研修所における前期修習においては、検察起案、問題研究、事例研究

等を通して、捜査における検察官の役割等に関する基礎的事項を正確に理解させるとともに、実務修習にスムーズに移行できるようその間の橋渡しをすれば足るものとする。また、公判は、捜査とともに検察実務の柱をなすものである。しかし、司法研修所における検察修習では、公判に関しては、担当教官がその講義において、検察講義案等を使用しつつ事例や体験を交えて一般的な解説を行うにとどまっているのが現状である。実務修習での公判修習において公判実務の全般にわたって修習することになっているとはいえ、司法研修所においても、検察官としての立証方針の立て方や冒頭陳述、証人尋問、論告等の要領について、具体的な事件に即して、理論的かつ実践的な指導を行うことが望ましく、この観点からのより効果的な公判修習の充実が検討されるべきである。

次に、前期修習における事実認定能力・法律判断能力の養成についてであるが、このうち前者は大学の法学教育では修得し難いものであるだけに、その養成が極めて重要なものとなってくる。この点、近時、ややもすれば質量ともに相当難しい事件記録等を用いて、司法修習生に高度で技術的な事実認定能力や法律判断能力を求める傾向にある嫌いがないわけではない。そこで今後は、検察実務上取り扱うことの多い通常の事件に関する簡明な記録等を素材として、主に、真実発見の重要性と基本的な事項について常識的な認定判断ができる能力等を着実に身に付けさせることに努めるべきではないかと考える。また、法律家として必要な倫理の問題についても、殊更意識的に行う必要はなく、講義等の機会に、個々の検察教官が扱った具体的な事件の解説などを通して説明してきたが、今後は、他の教官室における倫理教育との役割分担に配慮しつつ、検察教官で行うことが適当な領域を明確化し、その内容もより体系的なものにするよう工夫する必要がある。

2 実務修習庁における検察実務修習

実務修習の目的は、前期修習を基礎として、検察実務の実体を体得させて検察に対する理解を深めさせるとともに、事実認定力を含む実務処理能

力を向上させることなどにある。実務修習庁における捜査・公判修習、とりわけ取調修習を中心とした捜査修習は、検察官の職務を理解させる上で、また、具体的な事件を通しての事実認定能力・法律判断能力を養成する上で、その効果は大きい。そして、直接被疑者等関係者を取り調べることによって、検察官の仕事に取り組む姿勢、心構えを学ばせ、一般市民との接触の在り方を考えさせ、これを通じて社会常識や法曹としての心構え等を培い、法曹倫理を慣用させる上でも資するところは少なくないと思われる。しかし、最近司法修習生の増加に伴って検察庁に配属される司法修習生の人数も増え、相島6原則の制約の下に限られた数の指導係検事が、これまでのように各司法修習生に公平に数多くの事件を配点処理させることは物理的に困難な状態になりつつある。このような現状の下においては、捜査修習の方法について再検討の余地がないではない。例えば、警察送致事件の捜査についていえば、司法修習生に数多くの事件に関与させようとする余り、ややもすれば司法修習生が個々の事件についての適正な事実認定や適切な処理等について深く考えることなく安易な処理に走り、その結果、検察官が重ねて捜査を行うべき理由や、そのあるべき姿について、司法修習生の理解を困難にしている面があることは否めない。そこで、取調修習においては、例えば、起訴・不起訴の判断に迷う事件に関与させたり、一件の事件に複数の司法修習生を関与させて捜査・処理及び法律上の問題点について十分検討させたり、あるいは、個々の事件について、警察官にいかなる補充捜査を指揮すべきであるかを検討させるなどして、補充捜査の指揮に関与させ、また、直接に被疑者や参考人を取り調べるに当たって司法修習生に発問させる場合でも、検察官として取り調べるべき事項を事前に検討させ、法律家である検察官として、供述調書作成の要否や録取すべき内容・程度を十分把握させるなどして、検察官の捜査について、司法修習生に正しい理解を得させるとともに、事実認定力や法律判断力の向上を図る必要がある。その意味で、今後は、これまで以上に量よりも質を重視した捜査修習が必要ではないかと思われる。

なお、短期間に、より充実した捜査実務修習を行わせるためには、何よりも個々の司法修習生に一定限度の責任を持たせることも必要であると思われるので、将来的には、法制度として、司法修習生に一定の範囲内で取調べの権限を認めることも検討に値するものと考ええる。次に、公判修習に関していえば、実務修習における公判修習の期間は、部制庁を採っている検察庁においては、おおむね修習期間の3分の1をあて、個々の公判立会検察官が司法修習生を個別に指導する方法で行われており充実したものであると評価しうる。しかし、公判修習は、ともすれば受け身になりがちであることから、より積極的に司法修習生が検察官の公判活動に関与できるように検察官による証人テストの同席や、あらかじめ証人尋問事項書を起案させ、それに基づいて検事が証人尋問を行うといった工夫、あるいは司法修習生が自ら捜査に関与した事件の公判に引き続き関与できるように配慮したり、無罪事件や量刑不当と思料される事件の控訴要否の検討会に列席させることによって、公判活動における検察官の職務を理解させることになるし、また、事実認定や法律の適用が争点となっている修習に格好の事件については、その実務修習庁の司法修習生全体の教材として、解説したり、論告要旨を検討させるなどの工夫も必要である。しかし、前述の捜査修習と同様に限られた期間内に、より充実した公判修習をさせるためには、司法修習生が公判廷において、起訴状や自ら起案した冒頭陳述書、論告等の朗読権限を認めることも今後検討されてよいのではないかと考える。

3 司法研修所における後期修習

後期修習は、修習の総仕上げと全般的な調整の時期と位置づけられており、ここでは、いわゆる法曹一元の理念の下に、司法修習生の将来の進路の如何を問わず、基本的には、その全期間にわたって全員に同じカリキュラムによる修習を義務づけてきている。しかし、前期修習及び実務修習を経て、後期修習に入るところには、ほとんどすべての司法修習生が、既に自己の将来の進路を定めているというのが現状で、司法修習生試験合格のためとの意識を有する者が少なからずいることは否めないし、また、各科目

ともに短期間に司法修習生に多くのことを教え込もうとする余り、司法修習生も消化不良気味であることは否めない。したがって、後期修習は実務への橋渡しのための調整期間として捉え、前期修習及び実務修習で培った事実認定力及びその応用力の仕上げと調整並びに法曹倫理の確立を目指した修習を行わせるべきであると考ええる。そのためには、検察起案もさることながら、実務修習庁で個々の司法修習生が取り扱った事件を題材としたディスカッション方式の事例研究に主眼を置いた修習を行わせるのも一方法であると考えられる。

なお、現在、自由研究日とされている二回試験終了から修習終了式までの期間を適宜利用し、法曹倫理の確立に資する講義等及びより実務的な講義、研究等に活用することも検討に値すると考える。

民事弁護修習の現状と展望

民事弁護教官室

第1 カリキュラムの現状と問題点

1 前期及び後期修習の目的

司法修習は前期4か月、実務修習16か月及び後期4か月から構成され、司法研修所はこのうちの前期及び後期の各修習を担当している。現在の司法修習制度の特色は実務修習にあり、研修所における修習はこれを補完するものとして位置づけられる。具体的には、前期は実務修習を有効に行うための基礎的知識・技能の修得を、後期は実務修習の調整と仕上げを行うことが目的となる。

民事弁護では、他科目と同様に、あらかじめ書類の作成・提出を課してこれに関する講評を教室で行う起案科目と、教官の講義を中心とする講義科目があり、これらの科目を通じて上述の目的を達成するためのカリキュラムを実施している。

2 カリキュラム編成作業

現在、研修所におけるカリキュラム内容の決定は、各教官室に任されており、各教官室が独自に決定している。その上で、カリキュラム日程や総科目数等の各科目間調整のために、各教官室より選出された委員及び事務局から構成されるカリキュラム委員会において日程を決定している（カリキュラム委員会での調整はカリキュラムの内容には一切触れず、内容の決定は各教官室に委ねられている。）。

民事弁護教官室では、毎年2月には前期カリキュラム内容決定のための合議が開始され、以後前期終了まで、講義等と並行して合議が行われる。2月には、新任教官は内定の段階に過ぎないが、合議には参加している。後期については、9月ころから合議が開始され、後期終了まで講義と並行

して行われる。

現在、民事弁護教官室は、教官12名、所付3名、合計15名の構成であるが、教官3名と所付1名からなる小委員会を各科目ごとに構成して、内容を検討している。

3 訴訟活動と訴訟外活動

近年、民事弁護実務において訴訟外活動の占める割合が増大しており、これを受けて、現在の司法修習が訴訟活動に偏っており、訴訟外活動に関する教育を充実すべきであるとの批判がなされることが少なくない。

問題は、限られた時間をどのように有効に使うかであり、前期では、意識的に訴訟活動を中心に行っている。これは、第1に、訴訟外活動であっても訴訟活動に関する知識や技能を前提にするものが多く、前期修習において訴訟活動に関する基礎的知識や技能を修得することは、実務修習を効果的に行うためにも有効であると考えられるからである。第2は、訴訟外活動については、効果的な教育のための教材が不十分であり、また、指導方法も十分に確立されていないことが挙げられる。

後期では、意識的に訴訟外活動をテーマとした講義が行われ、また、訴訟外活動をテーマとしたセミナーも行われている。さらに、従来の訴状・準備書面といった伝統的な起案に加えて、「白表紙」（実際の事件記録に基づいて作成された記録）を題材に当該記録の枠に捉われずにどのような事件処理が妥当であるかを問い、自らの選択した事件処理方針や法律構成にしたがって訴状を起案させたり、問題点を発見・検討させたりするといった試みも行っている。こうした科目は、実務で対面する問題について方針選択の際の考慮要因を探求させるという試みではあるが、指導方法については更に研究が必要である。

4 前期・後期一貫カリキュラム

現在、民事弁護科目のカリキュラムは各年度の教官室が作成している。実際に教える者がカリキュラムを作成するということは、一面では当然のことであるが、同時に次のような問題を含む。

すなわち、司法研修所におけるカリキュラムの編成は前期は前年度後期の、後期は当該年度前期のカリキュラム委員会において行われている。そのため、この方式では、ある期の前期のカリキュラム作成の教官室の構成と後期カリキュラムを作成する教官室の構成が異なり、前期・後期を通じた一貫したカリキュラムの作成が困難となる。現在でも、民事弁護教官室は前期と後期の位置づけや連続性を考慮してはいるものの、十分とは言えない。さらに、教官は実際の講義やその準備に多くの時間をとられ、カリキュラム全体を抜本的に見直すといった作業を行う時間的余裕がない。そのため、各年度の教官室がカリキュラム改善のための努力を続けているが、残念ながら抜本的な検討には至っていない。上述した訴訟外活動に関するカリキュラムの充実、あるいは、今後予想される民事裁判科目との共通科目の運営等の観点からすると、前期・後期一貫カリキュラムを策定できるような体制を整えることが望ましい。

第2 前期修習のカリキュラム

前期におけるカリキュラムは、実務修習における内容の理解が可能な程度に民事弁護の基礎的事項を修得させることを目的としている。したがって、その内容は基本的な事案を取り上げて起案ないし講義することを基本としている。司法研修所においては、起案に白表紙を使用することが多いが、前記のような目的から民事弁護科目においては、前期は独自に作成した架空の事案をプリント印刷して使用することが多い。

第51期前期では、講義6回合計7単位、起案5回合計14単位（自宅起案2回、即日起案3回）、起案講評6.5単位、問題研究1回1.5単位（即日1回）、問題研究講評1単位が行われ、このほかに民事裁判との共通科目として模擬裁判3単位、同講評1単位があり、また、民事訴訟法セミナーが実施された。問題研究は、実質的には起案の一種である。なお、和光市に移ってからは、100分を1単位とし、午前1単位、午後2単位の時間割編成となっている。

カリキュラムの具体的内容は次のとおりである。

(1) 講義

ア 講義1・2（訴状・答弁書） 合計2単位

民事弁護第1回目の講義として、民事弁護修習全般のガイダンスと共に、具体的事例を材料として、訴状及び答弁書の作成の概要を講義した。

イ 講義3（立証活動） 1.5単位

起案4で使用した白表紙を題材に、当該記録における争点及びその立証のための証拠について検討させ、さらに、同記録中の証人尋問調書を映像化したビデオを用いて講義を行った。この講義は、従来1単位で書証の収集及びその提出を中心に講義していたが、ビジュアル教育充実の観点からビデオを作成し、準備書面起案と同一の記録を題材とすることにより、立証対象の確定、証拠の収集及び証拠の提出、並びに証人尋問における書証の使用方法について準備書面との関連において講義した。

ウ 講義4（民事執行） 1.5単位

民事執行の概要を講義するとともに、起案1及び2の事案を取り上げ、具体的ケース2例による解説を行った。従来「民事執行事例集」の中の問題を取り上げていたが、既に起案で使用した事案を取り上げることにより、修習生に具体的事案と執行手続との結びつきを理解させる目的である。

エ 講義5（民事保全） 1単位

民事保全手続について、具体的事例を材料として、民事保全の典型的な類型について、被保全権利、保全の必要性、申立方法、審理など民事保全の概略を講義した。

オ 講義6（民事実務・弁護士制度・弁護士倫理）1単位

訴訟外活動を含む民事実務の概要、新民事訴訟法の改正点及び弁護士倫理について講義した。

(2) 起案

ア 起案1 (訴状) 半日即日起案・講評1単位

貸金請求事件の訴状を起案させた。

イ 起案2 (訴状) 自宅・講評2単位

土地所有権の登記を他人名義にしておいたところ、無断で土地を売却(転売)された土地所有者から、登記名義人・買受人に対する所有権移転登記抹消登記手続請求並びに買受人に対する建物取去土地明渡請求の訴状を起案させた。

講評では、不動産登記制度、印鑑登録制度についても講義した。

ウ 起案3 (答弁書) 即日・講評1単位

建物請負契約において請負人の工事に瑕疵がある事案を取り上げ、被告代理人として答弁書を起案させた。認否並びに抗弁の選択及びその法律構成が検討課題である。

エ 起案4 (準備書面) 自宅・講評1単位

白表紙を使用して被告最終準備書面を起案させた。保証債務の存否及び根抵当権設定契約の成否が争われている事案で、代理権授与の存否が問題となる事例である。

オ 起案5 (仮差押命令申立書) 即日・講評1.5単位

依頼者が取引先から受領した約束手形が不渡りになった事例で、債権保全のための仮差押命令申立書を起案させた。

カ 問題研究 (和解条項) 半日即日・講評1単位

講義1・2の事案を題材に建物明渡の和解条項を起案させた。4～5名を一グループとし、グループ毎に合議の上で一通の起案を提出させ、また、講評は半数ずつ2回に分けて行った。

(3) 民事共通科目

ア 模擬裁判 傍聴3単位・講評1単位

従来、民事裁判教官、元弁護士付及び司法研修所職員が実演する模擬裁判を傍聴させていたが、第50期前期より民事裁判科目の教材である「別冊記録」を題材としたビデオを放映し、その後に講評を行った。

事案はいわゆる保証否認の事例である。

(4) セミナー

前期のセミナーには、民事訴訟法非選択者を主な対象とする民事訴訟法セミナーと一般のセミナーがある。前者は必修科目であり、民事裁判教官室と分担して民事弁護は2単位を担当した(民事裁判は3単位)。民事弁護担当部分は、民事訴訟法の理論的概説よりも実務で問題となる具体的事例を取り上げて、新民事訴訟法も視野に入れた講義を行った。後者は、各教官室が担当し主として外部講師によって行われるが、民事弁護担当のものテーマは、「市民の中の弁護士」「弁護技術と弁護士倫理」「企業法務と予防法学」「渉外実務」「尋問技術」「交渉技術」であった。

第3 後期修習のカリキュラム

後期修習は、2年間の司法修習の総仕上げであるとともに、数か月後には実務家となるための教育を施すことを目的としている。そのため、実務的に有用な知識の修得と実務家としての思考力を養うようなカリキュラムの編成を心がけている。

第49期後期は、講義5回合計5単位、起案3回(自宅2回、即日1回)、起案講評6単位、記録研究(即日1回)、記録研究講評2単位が行われ、このほかに民事裁判との共通科目として交互尋問があり、またセミナーが実施された。記録研究は、実質的には起案の一種である。

カリキュラムの具体的内容は次のとおりである。

(1) 講義

ア 講義1 (相談処理) 1単位

具体的事例を材料にして、弁護士の立場から遺言書作成に関して依頼者に対する問題点の指摘と助言につき検討させ、併せて、遺言書の条項、公正証書遺言作成手続、遺言執行者の職務、遺留分減殺請求等遺言及び相続に関する基本的事項を講義した。

イ 講義2 (契約・交渉) 1単位

居宅の建築を目的とした借地権譲受けの設例を使い、交渉を行う当事者への弁護士としてのアドバイス及び契約書作成のポイントを検討させた。

ウ 講義3 (倒産処理) 1単位

破産を中心に、倒産事件の概要を講義した。倒産手続の選択、破産宣告から第1回債権者集会までの管財人の活動を解説したビデオ(倒産事件処理に経験豊富な教官が中心となって作成した、民事弁護教官室による自主作成)を使用し、各教官がこれにコメントを加える方式で講義を行った。

エ 講義4 (執行) 1単位

具体的事例を与え、執行を受けた者の不服申立の方法について検討させた。

オ 講義5 (民事弁護と倫理) 1単位

講義1で使用した事案を題材として、民事弁護実務において留意すべき倫理上の問題点を検討させた。

(2) 起案

ア 起案1 (準備書面) 自宅・講評2単位

白表紙記録を用いて根抵当権設定登記抹消登記手続請求・債務不存確認事件の最終準備書面を起案させた。代理権の授与及び無効行為の追認の成否が問題となる事案である。

イ 起案2 (仮処分命令申立書) 即日・講評2単位

所有者に無断で土地所有権移転登記がなされ、抵当権が設定され、また、土地上にプレハブが建築され土地所有名義人による保存登記がなされている事案について、土地所有者から依頼を受けた弁護士として適切な民事保全を選択し、保全命令申立書を起案するものである。

ウ 起案3 (総合分析) 自宅・講評2単位

白表紙を使用して、訴訟を提起する際の当事者の選択及び法律構成

について起案させた。建物請負代金未払いのまま注文者名義の保存登記を行ったところ、第三者に土地・建物を転売されてしまった事案で、建物所有権の帰属、民法94条2項の類推適用における第三者の悪意、詐害行為の成否等が問題となる。

エ 記録研究 即日・講評2単位

白表紙記録を使い、原告代理人として最終準備書面を起案させた。ここで用いた記録は前年度の2回試験の使用記録であり、修習生に2回試験のイメージを与えることにもなっている。

(3) 民事共通科目

ア 交互尋問 実施5単位・講評1単位

実際の事件記録を材料とし、修習生に裁判官、当事者双方代理人、証人、本人の配役を割当て、証人尋問・本人尋問を実施させ、これに関する修習生間の討議並びに外部講師(弁護士及び書記官)、民事裁判及び民事弁護教官の講評を行った。原告が、信用金庫を被告として、自己が全く関知せずになされたとして根抵当権設定登記の抹消を求めた事案である。

(4) セミナー

主として外部講師によって行われ、民事弁護担当のもののテーマは、「会社再建」「知的所有権」「渉外実務」「企業法務と弁護士」「民事弁護と税務」「弁護士業務と独禁法」「医療過誤事件」「仲裁」である。

第4 民事弁護と要件事実

1 基礎的知識としての要件事実論

民事訴訟の対象は、原則として実体的権利・義務の存否であり、実体法は一定の要件の存在に一定の法的効果を付与するという構造を採っていることから、権利・義務の存否の争いは、権利の得喪を定める法規の構成要件に該当する事実の存否を巡る争いに還元されることになる。

他方、民事訴訟では事実の存否不明という事態が生じるが、この場合で

あつても裁判を回避できない以上は、これを存在するとするか不存在とするか、いずれかに決めた上で裁判することになる。これが証明責任の問題である。そこで、実際の民事訴訟は証明責任を踏まえた構成要件該当事実（要件事実）の存否を巡って争われることになり、要件事実は、当事者の訴訟活動（主張・立証）、裁判所の訴訟運営の基準となる。

以上に述べた意味において、要件事実論は民事訴訟を行う上での基礎的知識であり、弁護士にとっても不可欠なものである。

2 民事弁護修習における要件事実教育

以上に述べた民事訴訟における要件事実論の意味を前提にすれば、民事弁護修習においても、要件事実論に関する基本的知識に触れることは必要不可欠である。実際の講義や起案講評においても、最初に要件事実に関する知識を確認・説明した上で、次のテーマ（法律構成の選択、間接事実の検討、立証課題の選択等）に進むのが普通である。

民事弁護修習において、修習生の要件事実論についての知識不足から、事実上、要件事実教育の占める割合が大きくなっていることは否定できない。しかし、最近の民事弁護教官室は、要件事実論を基礎的知識として捉え、民事弁護修習のテーマはこれを前提とした紛争解決のための知識・技能の修得としているので、これを唯一のテーマとしているということではない。要件事実論は、極言すれば実体法に関する知識の問題であり、本来、司法研修所に入所する段階では身に付けていなければならないものである。その意味では、司法試験においてその知識を試すこと、更には、大学教育において指導しておくことが必要であろう。

第5 民事弁護修習の将来

1 カリキュラムの改革

前期・後期を一貫したカリキュラムの策定が必要であることは前述したとおりである。また、司法修習の目的が法律実務家としてのコアとなる部分の修得を図るものであるとするならば、少なくとも司法研修所における

カリキュラムにはこれが反映されなければならない。例えば、民事訴訟を紛争解決手続として全体的に捉え、これに関与する裁判官及び弁護士の役割を検討し民事訴訟の遂行・運営のための技能を大きな枠組みの中で修得することを目指したカリキュラムが必要である。具体的には、民事科目について言えば、民事裁判教官と民事弁護教官が共同で同一の題材を講義する共通科目が有力な方法となる。現在でも、前期の模擬裁判、後期の交互尋問は民事裁判・民事弁護の共通科目として実施され相当の効果をあげているが、今後は、共通科目の更なる充実が期待される。

ところで、前期・後期一貫カリキュラムであれ共通科目であれ、その検討にはかなりの時間と労力が要求される。前述のとおり民事弁護教官は講義・講評とその準備のために多くの時間を費やしており、カリキュラムの抜本的な改革のために更に多くの時間を割くことは困難である。勿論、カリキュラムの編成に、実際に講義を行う教官の声を無視できないことは当然であるが、カリキュラムの改革のための諮問委員会等の設置などにより、司法研修所における修習カリキュラムの大枠を再検討することが必要であろう。

2 新民事訴訟法に関する教育

周知のとおり、平成10年1月1日より新民事訴訟法が施行される。これに伴って民事弁護教官室においては、民事弁護教材の必要部分を改訂した。教材の改訂に当たっては、今後の実務の運用に委ねられる部分も多いため、必要最小限度の改訂となった。現在修習中の修習生は、新民事訴訟法下で実務に就くことになるので、講義及び起案講評では、折に触れて新民事訴訟法のもとでの訴訟活動についても検討している。

3 司法修習生の増員と司法研修所での修習

司法試験合格者は、(近い将来)1,000名程度に増員されることが確定し、修習期間の短縮も決定した。司法試験合格者の増員は、直ちに司法修習生の増員を意味するが、これは司法研修所の修習に限っても、現在の修習制度に大きな影響を与えることになろう。

現在、1クラス約60名、12クラスの編成であるが、現在のクラス方式を維持するとしたら、増員に対する対応策は、1クラスの人数の増加かクラス数の増加ということになる。クラス人数の増員は、講義方式に大きく影響するものと思われる。従来の司法研修所における修習は、起案の添削・講評という方式を中心に行われてきた。その教育効果は大きいものの、教官の負担もまた大きい。増員が現実的なものとなれば、起案に代わる有効な教育方法の開発が必要となる。司法研修所における教育内容の抜本的改革案も俎上に上っているが、いずれにせよ、今後、訴訟外活動に関する教育・民事共通科目の充実、ビデオ等の視聴覚教材の活用を考えていく必要があるであろう。

刑事弁護修習の現状と展望

刑事弁護教官室

第1 カリキュラムの概要

第49期以降、前期の正規カリキュラムは、講義5回、問題研究・講評が2件、起案・講評が2件、及び司法試験で刑事訴訟法を選択しなかった者に対する刑事訴訟法セミナーとなっている（第48期より講義等の1単位の時間が従前の120分から100分に短縮されたが、刑事弁護教官室では刑事弁護の総時間数が減らないように要望し、その結果、第48期では、講義回数が1回増え、前記刑事訴訟法非選択者に対するセミナーにおいて刑事弁護担当の1単위가新設され、起案1については講評とは別にクラスを二つに分けての討論の時間が設けられた。しかし、実務修習地への移動期間が少なすぎる事への配慮等から、第49期前期以降講義1単位分（100分）が削減された。）。

後期の正規カリキュラムは、第47期以降、講義が1回増え6回（6単位）となり、起案数は従前どおり3件であるが、起案3につき別途討論の時間が新設された。

ほかに、刑事弁護担当の選択セミナーが前期に4回（無罪事件、少年事件、国際人権法など、各回1単位）後期に4回（調査活動、鑑定、尋問技術など）あり、刑事裁判・検察教官室との共催による交互尋問（前期・2単位）、模擬裁判（後期・2日間6単位）がある。

第51期前期は前記カリキュラムどおりに実施され、第50期後期についても同様のカリキュラムで実施される予定である。

第2 講義の概要及びその具体的内容

1 講義のテーマ

講義のテーマは、期によって多少異なるが、例えば、前期では「刑事弁

護人制度、弁護人の任務と役割」、「捜査段階の弁護活動」、「自白に関する諸問題」、「刑訴321条1項の各書面などの伝聞証拠に関する諸問題」、「少年事件・外国人事件」、「弁護人の立証活動」、「情状弁護」など、実務修習に赴く前に修習生に基礎的な理解をさせておきたいことがらが中心となる。また、後期では「控訴審の弁護活動」、「任意捜査・所持品検査」、「余罪取調べ・別件逮捕」、「搜索差押え」、「保釈」、「伝聞証拠に関するその他の問題」、「違法収集証拠」など、実務修習において生の刑事事件に触れた修習生に対し講義する方がより効果的と思われる事柄や、より実践的な事柄が中心となる。

実際の講義では、前記各テーマに応じた具体的設例・設問を事前に配布して、修習生の予習を促し、教室ではこの設問に答えさせ、また、必要に応じて討論をさせるなどした上で、解説を加え、できる限り具体的な場面での弁護人の実践的な対応及びその基礎となる理論が身に付くよう努めている。

また、最近の刑事司法の現状やその改革の動きについても触れることとしており、例えば、当番弁護士制度の意義、接見交通に関する運用改善、取調過程の具体的分析を伴いつつ自白の任意性・信用性の厳格な吟味を行う動向、いわゆる科学的証拠の信頼性チェックの手法、国際人権法の下での身柄の問題や外国人事件の問題点と運用改善などの解説に少なからず時間を割いている。

こうした講義を通じ、修習生に刑事弁護への興味を抱かせ、被疑者、被告人の権利の擁護という弁護人の基本的使命と、検察官や裁判官とは異なった視点を保ちつつ、刑事訴訟手続に参画するという職責を自覚させ、こうした使命と職責を果たすために必要な弁護活動の理論と技術を修得させるとともに、デュープロセスをより徹底する方向での実務の改善の可能性を模索する「刑事弁護の奥深さ」をも理解できるよう心掛けている。

2 講義の具体的内容

第49期で行われた講義の具体的内容は以下のとおりであった。

(1) 前期

ア 講義1 刑事弁護制度と刑事弁護人の役割及び刑事事件の学び方 (1単位、100分、以下同じ)

刑事弁護人制度の概要に触れ、弁護人の役割、私選、国選弁護人の受任に関する諸問題、委員会派遣を含む当番弁護士制度、弁護士倫理等について説明した。

イ 講義2 捜査段階の弁護活動 (1単位)

被疑者との接見交通を中心に、捜査段階における弁護活動について説明し、任意捜査段階、強制捜査段階それぞれにおける弁護活動及び今日的問題について講義した。

ウ 講義3 自白に関する諸問題 (1.5単位、150分)

捜査段階において虚偽の自白が作り上げられる過程につき実例を挙げて説明し、捜査段階で違法、不当な取調べが行われている場合に、弁護人としてなすべき対応、公判廷における自白の任意性の争い方等の観点から講義した。

なお、自白と外国人の問題を効率よく取り扱うため、外国人被疑者が虚偽自白をさせられた事例を作成し題材とした。

エ 講義4 証拠法上の諸問題 (1単位)

刑事訴訟手続における証拠能力制度の意義とその内容、伝聞法則の意義と根拠、伝聞法則の不適用事例について説明し、特に供述証拠か非供述証拠かで争いのある写真、録音テープ、ビデオテープ、契約書等に対する伝聞法則の適用の有無の問題、刑事訴訟法321条1項各書面の証拠能力についての諸問題に時間を割いて講義した。

オ 講義5 弁護人の立証活動 (1単位)

実務修習に備え、弁護人の調査、証拠収集活動及び反証活動等に加え、情状立証についても講義した。

(2) 後期

ア 講義1 控訴審を中心に上訴審における弁護活動 (1単位)

講義の対象は、控訴、上告、抗告等の上訴手続、判決確定後の刑の執行停止、仮釈放、再審における弁護活動と広範にわたるが、時間の制約もあるため控訴審に重点を置き、控訴審の審理の構造、控訴審における弁護活動、控訴理由の組立て方、事実の取調べをめぐる問題等を中心に講義を行った。

イ 講義2 証拠保全をめぐる諸問題 (1単位)

法321条1項2号前段の「国外にいる」に至った事情が検察官調書の証拠能力に影響を及ぼし得る場合につき最高裁判決平成7年6月20日(刑集49・6・741)を中心に検討するとともに、それに関連して、証拠保全としての証人尋問請求の活用と留意点を解説した。

また、同条後段の「特信情況」の判断方法及び判断要素を弁護人の活動の点から解説し、併せて共犯者の供述の信用性について、講義を行った。

ウ 講義3 伝聞法則をめぐる諸問題 (1単位)

伝聞法則をめぐる諸問題のうち、証拠物たる書面、心理状態の供述、要証事実を変えることによる伝聞法則の潜脱等の問題及び法323条の問題について実務的解説を行った。

エ 講義4 任意捜査と弁護活動 (1単位)

職務質問及び所持品検査の要件、違法収集証拠の排除法則、任意取調の要件と自白調書の証拠能力について、あらかじめ事例を与え、それに沿って問題点を指摘しつつ講義を進める方法を採用した。

オ 講義5 保釈手続をめぐる諸問題 (1単位)

保釈請求に際しての弁護人の準備活動、権利保釈除外事由としての「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当の理由」の解釈と適用、検察官の意見書と資料の閲覧・謄写請求の可否、保釈保証金の変更を求める準抗告等、保釈手続をめぐる諸問題について講義を行った。

カ 講義6 別件逮捕・勾留と余罪の取調べと弁護活動 (1単位)

別件逮捕・勾留の問題点及び余罪の取調べの限界について、判例を

紹介しつつ、事例としては起案2で使用された修習記録を利用しながら、別件逮捕・勾留に対し弁護人としてどのように対応すべきかを中心に講義した。

第3 問題研究及び起案

1 概要

多くの修習生は、自ら証拠を分析し事実を認定する訓練をほとんど経てきていない。これまでの学校教育や司法試験の受験勉強の中では、所与の事実を前提とした設例があり、それへの「正解」につながる「論点」を拾い上げることが求められてきた。こうした傾向を克服し、自らの頭で考え事案を分析し、事実を認定して適切な弁護を展開していく能力が、刑事弁護においても重要な基礎となる。

例年、前期冒頭の問題研究1では、第1回公判前に検察官取調請求予定証拠の開示を受けた弁護人として、開示記録を分析検討し、①更にいかなる事実調査が必要か、②いかなる弁護方針を立てるか、③罪状認否・書証の同意不同意の意見をどう述べるか、等の問題につき起案させ、講評を加えている。修習生自らが事案を分析し事実認定を行い、それに基づき実践的な弁護方針を立てる訓練をすることが目的である。

前期の起案2件(弁論要旨。素材は殺人、窃盗、恐喝など期によって異なる。)、問題研究2(訴因分析、弁論の骨子。素材は業務上過失致死事件等の交通事犯)、後期の起案3件(うち1件は控訴趣意書、2件が弁論要旨。素材は強盗、贈収賄、放火など、期によって異なる。)では、起案の構成力・表現力等を養うとともに、事案を分析・解明し、証拠の批判的検討を踏まえた説得力ある事実主張を展開する能力を養成することを重視している。

このように、前期・後期を通じて刑事弁護における起案は、一定の形式に則った文書を起案するといった形式的技術の修得を目的とするものではなく、もっぱら、これを通じて、刑事訴訟手続に参画する法曹として身に

付けているべき思考方法と汎用的技法の養成を図るための重要な指導方法として位置づけられている。

起案の添削・講評に当たっては、単に教官が正解を与えるという形ではなく、起案提出後に教官室で行う合議により起案の傾向を分析し、修習生の理解度や達成度を診断しながら、その不足していると考えられる部分に焦点を当てて添削を行い、講評において詳しく説明するように心掛けている。例えば、一見ととのった形で提出されている自白その他の供述証拠に対しては、その信用性を安易に認めてしまうことなく、これに対し客観的証拠の収集・分析の結果を踏まえて慎重に吟味することの重要性を折に触れて強調している。また、公訴事実記載の犯行状況等の再現実験により検察官の主張の矛盾点を解明したり、法医学や交通事故工学などに関する文献に当たり、そこから得た知識に基づき記録中の資料を解析することによって事故状況等の客観的事実を解明することや、自白等の供述の変遷過程を捜査方針の変転と関連させて分析することにより、その供述が捜査官による強制・誘導等の所産であることを解明する手法などの解説にも、講評のうちの相当な時間を割いている。このように、起案の添削と講評とは不即不離の関係にあり、教官は起案の添削を重視し、1通につき30～40分程度の時間を使い、その修習生がどのような問題意識のもとにこれを起案したかを把握するようにしている。

また、起案直後に行われる修習生の討論は、主として事実認定をテーマに行われるものであるが、事案の見方、証拠の検討などについて多様な見解が提出され、修習生相互に触発され、学びあう効果が手に取るように看取されるものであり、有意義な機会となっている。

2 具体的内容

第49期で行われた起案及び問題研究の具体的内容は以下のとおりであった。

(1) 前期

ア 起案1 殺人未遂被告事件（即日起案3単位、討論1単位、講評1

単位、計5単位）

修習記録に基づき、弁論要旨を作成させ、修習生同士の討論の時間を設けた後、講評を行った。本件は、父親が長男を刺したという事案であり、殺意の有無が最大の争点となる。捜査機関の予断に基づく誘導によって作成された自白調書の任意性及び信用性を争い、他方状況証拠からどこまで殺意の不存在を根拠づけられるか等を中心に講評を行った。

なお、講評時に教官が出演して犯行状況を再現したビデオを見せ、その事実認定の検討の資料とした。

イ 起案2 覚せい剤取締法違反被告事件（即日起案3単位、講評1.5単位、計4.5単位）

修習記録に基づき、弁論要旨を作成させ、講評を行った。本件は、被告人が公訴事実記載の日時、場所にいなかったと主張しており、アリバイの成否が最大の争点となる事案である。関係証拠から前記アリバイがどの程度根拠づけられるかを中心に講評を行い、さらに、住居侵入の被疑事実で逮捕された際に腕の注射痕の有無を検査されていることなどに関し、逮捕に伴う捜索、差押の違法性についても検討を加えた。

ウ 問題研究1 傷害被告事件（自宅合議起案3単位、講評1.5単位、計4.5単位）

修習記録に基づき、弁護方針及びその具体的理由、公判の事前準備としてなすべき調査活動の具体的内容及びその理由、法291条2項に基づく被告人及び弁護人の各陳述の具体的内容、検察官請求証拠に対する同意、不同意の別等について、修習生4、5人のグループごとに合議させ、各グループごとに1通の起案を作成させて講評を行った。本件は、被害者の方もあらかじめ用意した包丁を使って被告人に怪我を負わせており、被告人の正当防衛の成否が問題となる事案である。複数の供述調書の内容がそれぞれに異なり、その中から実際はどうか

あったのかを導き出す過程を検討し、事実認定の実際を修習生に肌で感じさせることも視野に入れて講評を行った。

エ 問題研究2 業務上過失傷害被告事件（自宅起案3単位、講評1.5単位、計4.5単位）

修習記録に基づき、事実上及び法律上の問題点、弁論の骨子等について起案させ、講評を行った。本件は、歩行者専用押しボタン式信号機が設置されているのみで、交通整理の行われていない交差点における衝突事故であり、加害者車両の被害者車両発見可能地点と実際の発見地点の位置、両車両の速度及び衝突前後の状況から事故の回避可能性があったかどうか問題となる事案である。講評に当たっては、まず、開かれた構成要件としての過失犯が実際の事件でどのような姿を見せるかイメージをつかませた。その上で、本件の過失の具体的態様を検討し、実況見分調書や関係者の供述をもとにスリップ痕などから速度を計算する方法などを織り込みながら実際の事故態様を推認して、本件における結果予見義務、結果回避義務の存否についていかなる主張を組み立てるべきか、解説を行った。

(2) 後期

ア 起案1 殺人未遂、傷害被告事件（自宅起案3単位、講評2単位、計5単位）

修習記録に基づき、控訴趣意書及び事実取調請求書を作成させ、講評を行った。

本件は、第一審の実刑判決に対し、殺意の有無、情状を争点として、控訴審において「原判決破棄、執行猶予付判決」を求めていくという事案である。講評に当たっては殺意の有無につき、動機、兇器準備目的、行為態様、犯行後の行動等具体的事実関係を分析して、原判決の事実誤認について検討を行った。また、訴訟手続の法令違反として自白の任意性を、量刑不当として情状をそれぞれ問題点として、控訴趣意書の内容構成について説明した。

イ 起案2 住居侵入、窃盗未遂、強姦致傷被告事件（即日起案3単位、講評1単位、計4単位）

修習記録に基づき、弁論要旨を作成させ、講評を行った。

本件は、被害者の識別供述の信用性、被告人の自白の任意性、信用性ととも、被告人のアリバイ立証が大きな争点である。また、被告人の自白の任意性、信用性については、別件逮捕勾留、偽計・誘導・強制等により得られた自白、警察官の違法な取調べに対する検察官の遮断義務等が問題となった。

ウ 起案3 収賄被告事件（即日起案3単位、討論1単位、講評1単位、計5単位）

修習記録に基づき、弁論要旨を作成させ、修習生同士の討論の時間を設けた後、講評を行った。

本件は、収賄罪の被告人が、ビデオカセットデッキ等を受領したことが賄賂の「收受」に該当するか否か、被告人において起訴状に記載された好意ある取り計らいを行った事実があるか、当該ビデオカセットデッキ等の受領について賄賂性の認識があったかどうか等が主要な争点である。これらの争点について、関係証拠の分析、特に贈賄者側関係者の供述の信用性、自白の信用性、任意性を検討することを課題として討論を行い、これを踏まえて講評を行った。

第4 刑事弁護修習の展望

1 以上、研修所における刑事弁護修習の内容は、相当程度の水準にまで達しているものと思われる。刑事弁護教官の問題意識は、修習生に対し、弁護人の果たすべき職責をいかに体得させるか、現在の実務を憲法の関係条項及び刑訴法1条等の趣旨目的により適合させるよう、弁護の立場から一歩でも二歩でも前進させていくために何を修習生に伝えるべきか、という点にある。

国選弁護事件や当番弁護士を必ず体験させて、生の刑事弁護の体験をは

かるなど、各地の弁護士会の努力により弁護実務修習の改善が相当に進んでいることは喜ばしいことである。しかし、1期700名を超える修習生につき、現状の実務修習における刑事弁護の体験の質と量が十分であるとは必ずしも言い難い、また、刑事弁護修習により学ばせる必要のあるものすべてが実務修習により賄われうるものでもない。これを研修所における刑事弁護修習により補い、修習終了後直ちに一人立ちして、裁判官・検察官に伍して、弁護人の職責を果たしうるだけのものを修習生に吸収させなければならないと考えている。もちろん、これらは将来弁護士となる修習生にのみ必要なものではなく、将来、裁判官、検察官の立場から刑事訴訟の健全な運営に携わるべき修習生にも学び、理解しておいてもらわなければならないと考えている。

2 例えば、実務において、日常は起訴便宜主義が機能していて、起訴されたものについては自白事件で事実関係を争うことがないものが多く、情状弁護が中心としてなされているのが実状である。前記のような実状にもかかわらず、司法研修所の刑事弁護修習においては、情状弁護の修習もさせるが、主としては事実関係を争う場合の弁護活動を中心に修習させている。被疑者、被告人のために争うべきものを争うという姿勢がなければ、そのための視点を的確に持つことができず、争う時の技術を身に付けていなければ、いざ争うべき場合に対応することができない。また、争う対応を適切になしうる者は情状弁護も適切になしうると考えるからである。

修習生は実務修習において、このような事実関係を争う事件に出会うとは限らない。実務修習においてさきに述べたように国選弁護事件をやり、若しくは当番弁護士制度を活用するなどの工夫が各地でなされているものの、本格的な否認事件に出会うことはあまり多くはない。そこで、司法研修所において、事実関係を本格的に争う場合の基礎的弁護技術を修習しなければならず、これは将来とも刑事弁護修習の不可欠の課題とされなければならないであろう。

また、捜査段階における弁護権の保障の問題はもとより、伝聞証拠の取

扱い、任意捜査の問題点、証拠開示の運用、違法収集証拠の問題など、主として弁護人の立場にある者から実践の場で問題を提起し続け、検察官・裁判官も含めて法曹全体がこれを受けとめていかなければならない課題があるところ、これらについての基礎的な理解を深めさせることも、次代を担う法曹養成のためには不可欠の事柄といわなければならない。これらも司法研修所における前期及び後期の講義のテーマとして将来とも欠くことができないものである。

このように、刑事弁護においては司法研修所における前期及び後期の修習期間の充実は取り分け重要である。こうした要請から必要な水準の内容を限りある講義・講評の枠内に組み込もうとすると、遺憾ながら、現在の講義・講評の時間はこれらの要請に答えられる程十分ではないのが悩みである。

(なお、講義・講評を印象深くするための工夫として、教室のオーバーヘッドカメラ等の施設の活用やビデオを資料として用いることが試みられており、現在、捜査段階弁護をテーマとした1時間ものの教材ビデオを作成中である。ただし、これらが必ずしも講義・講評の時間短縮に結びつくものではない。)

3 起案について、現在は、修習生に終結記録を与えて弁論要旨を起案させるという手法が主なものとなっている。弁論要旨起案は、まず修習生が記録と格闘し事実を認定し、検察官の主張や提出された証拠を弾劾する方針を立て、これを弁論要旨にまとめる、という作業を課すものであり、修習生に事実認定の訓練をさせる上で伝統的に採用されてきた手法であり、有用なことが認められてきたものである。そこでは、前述したように、修習生が自らの頭で証拠を分析・検討した上で、これを踏まえた弁護方針を立て、説得的にその主張を展開していくことが求められる。そうすれば、当該事案の弁護人がなした起訴前及び公判の各段階における弁護活動のどこに学ぶべき教訓があり、また、克服すべき問題点があるのかもおのずと明らかになる。しかし、昨今、ともすると、この本来の趣旨に反し、極端な

場合は、刑事弁護の弁論要旨起案であるから「無罪ないし認定落ちの主張をするのが「正解」と決め込み、証拠構造分析等の作業を飛び越して、結論に都合のよい証拠のみを拾い上げて文章化するという傾向が見られないわけではない。このような問題点を解決するための方策として、例えば、弁論要旨起案の一部につき、その「起案」における課題設定方法として、①公訴事実を支える証拠構造の概要、②証拠弾劾の方針、③弁論の骨子、④当該弁護人の弁護活動の教訓と問題点などを起案させることなども検討に値すると思われる。

第5 実務修習との関係について

もちろん、研修所における集合教育だけで刑事弁護の修習を全うすることはできず、実務修習の充実は不可欠である。実務修習では、生の刑事弁護の体験の量と質にその成否がかかっている。この点、実務修習における刑事弁護修習が関係者の努力により、改善されつつあるように思われることは前述のとおりである。

修習生が実務修習で出会う各地の先輩弁護士の担う刑事弁護活動が活性化しその水準が高まることにより、修習生がより主体的に刑事裁判・刑事弁護の担い手たらんと模索していく状況が生まれるのであれば、司法研修所における刑事弁護修習も、より豊かなものになるように思われる。

そしてまた、修習を終えて実務についた者たちが刑事訴訟実務を活性化し、刑事弁護の水準を向上させていくこと、及び司法研修所の刑事弁護修習がささやかなりともその契機となること、刑事弁護教官の願いでもある。

裁判官研修の現状と展望

第一部 教官室

第1 裁判官研修の沿革の概要

1 司法研修所の発足から昭和57年3月まで

昭和22年5月3日、新憲法と同時に施行された裁判所法14条において、「裁判官その他の裁判所の職員の研究及び修養並びに司法修習生の修習に関する事務を取り扱わせるために最高裁判所に司法研修所を置く」と定められ、同年12月1日に施行された司法研修所規程では、これを受けて、簡易裁判所判事及び判事補の研修は、司法研修所の第一部によって行うものと定められた（3条1項）。

このように、裁判官の研修は、司法修習生の修習とともに発足当時から司法研修所の所管に属し、司法修習生の修習を担当する第二部とは別個に、第一部がその担当機関として予定されていた。しかしながら、司法研修所発足から昭和57年3月までの間、裁判官研修についての専属の教官は配属されておらず、司法修習生担当の裁判教官が言わば「掛け持ち」で担当し、主として司法修習生が実務修習のため司法研修所を離れた秋の期間（9月から11月まで）に集中して裁判官の研修・研究会を行ってきたのである。

この間の裁判官研修の発展の足跡を概観してみると、司法研修所発足初年度は、裁判官の研修はほとんど行われていなかったが、昭和23年度から新任簡裁判事研修や少年係裁判官研修が始まり、その翌年には初めての判事補研修が行われた。昭和25年度からは、その後昭和28年まで40回にわたって行われた裁判官特別研究が始まった。判事補研修も、少年係判事補研修、民事事件判事補研修、判事任命直前判事補研修、特例資格取得直前判事補研修、高裁判研修というように増加し、簡裁判事研修も、新任簡裁判事研修のほか旧任簡裁判事研修、高裁判簡裁判事研修も行われるようにな

った。判事の研究会は、昭和28年度に刑事特殊事件研究会が行われたのをはじめとして、その後、刑事控訴判例研究会、行政事件研究会、民事上訴研究会等が行われ、徐々に本数も増加していった。昭和47年から新任判事補の研修制度として、東京地裁の判事補以外の判事補を、4か月ずつ順次、東京地裁の職務代行判事補とし、研さんを積ませる制度ができ、さらに、昭和53年からは、発令直後に集中研修を行うことになった。判事補の研修は、新任のほか3年目、5年目、10年目、簡裁判事の研修は、新任のほか2年目、5年目というように整備されていった。

2 昭和57年4月以降

昭和57年4月から裁判官研修の専属教官3人が配属され、司法研修所の中で裁判官研修部門が名実共に第一部として独立することになった(なお、司法研修所規程3条1項も、従来の「簡易裁判所判事及び判事補の研修」という文言から「裁判官の研修」という現行の文言に改められた。)。これにより、1年間を通じて研修・研究会が開催できることとなり、特に判事の研究会の本数も増え、民事・刑事・家裁の実務研究会のほか部総括の研究会や支部長の研究会、専門研究会が設けられ、格段に充実することとなった。同時にこの年から、新任判事補の研さん制度も大きく変更になった。すなわち、従来の代行判事補の制度が廃止され、新任判事補は、東京、横浜、浦和、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌の各地裁(いわゆる12大庁)に配属され、任官直後の司法研修所による集中研修、配属庁での配属部における個別研さん及びその庁で立案された計画に基づく合同研修、初年度秋の司法研修所における新任判事補実務研究を順次受けることとなった。また、裁判官の視野を広め、見識を高める目的で裁判官国内特別研究(報道機関や民間会社へ派遣して行う研修)が始められたのも、この年である。

その後、平成6年4月に司法研修所が和光市に移転し、3階建て延べ床面積3216平方メートルの東館が裁判官研修専用の施設に充てられるなど、物的設備が充実したのを機会に、新たに、行政実務研究会、情報処理研究

会等を毎年実施するようになったのをはじめ、従前は隔年開催であった家庭裁判所実務研究会と支部長研究会を毎年開催することとなるなど、更に充実の方向に向かっている。

現在、第一部教官室には、教官3人とこれを補佐する所付判事補1人が配置されている。

第2 裁判官の研修の意義及び必要性

裁判官の継続教育即ち任官後の教育あるいは研修の必要性については、多言を要しないであろう。

裁判官の場合は、司法試験合格後2年間の司法修習生としての教育を受け、スタート段階の水準としての基礎的知識・技能を有しているとはいえ、それは、主として民事及び刑事事件の争点整理、事実認定、量刑、判決書の書き方等の基礎を一応修得したにすぎず、これらの事項に限っても、実務家としての裁判官は、更に高度な知識・技能を身につけなければならない。加えて、裁判官には、様々な事件処理に必要な広範囲の専門的知識、的確な分析力や判断力、バランス感覚、裁判官倫理についての十分な理解と自覚等多くのものが要求されるが、それらは、任官後修得していくこととなる。さらに、近年、経済・社会の急速な発展・変動、国際化、核家族化、価値観の多様化など司法を取り巻く環境は大きく変化し、適正・迅速・妥当な裁判や紛争解決への国民の期待・要望はますます高まっている。このような国民の期待に応えるためには、新しい法分野や社会事象に対する知識の修得、社会の進展のテンポに合った迅速で、かつ、当事者に分かりやすい裁判への審理方式の改善への努力等多くのことが裁判官に求められている。このように考えると、裁判官には、他の職業におけると同様、否それ以上に、資質の向上、能力の開発が常に求められているものと言えよう。

裁判官として必要な能力の開発・向上は、その職務の性質・内容からして、他の組織における以上に、まず、自己啓発によるべきものであろう。本人がその能力を向上させようとする不断の努力が基本である。しかし、裁判官に

必要とされる知識・技能は、相当専門的なものである上、裁判官の判断は全人格的なものであり、円満な人格の形成やバランス感覚の獲得には、先輩裁判官との対話や接触の過程で取得できるものが多い。裁判官は、合議体での日常の合議や判決書の添削等を通じて知識や技能を高め、そこでの生活を通じて、先輩から学んで裁判官の在り方やバランス感覚を身につけていくのである。すなわち、裁判官の場合、他の職業の場合以上に、OJTが重要であり、昔から若手裁判官の育成は合議を通じて行われると言われてきたのである。しかしながら、先輩による職場での指導については、指導者の能力や仕事の繁閑によってばらつきが出てくるなどの難点があったり、これだけでは十分でなかったりするので、職場外研修（Off J T）を併せて採る必要があることは、一般に指摘されているところである。裁判官の場合にも、同様のことが言えるし、先に述べたとおり、自己啓発・自己研さんが基本であるが、これは言うは易く行うは難しであり、裁判官に自己研さんの必要性を自覚させ、その意欲を高めるための刺激剤として研修が必要となる。また、裁判官に要求される専門的知識等も複雑・膨大化し、個々の裁判官の努力のみで対応することは困難であり非効率でもあるので、研修等の機会に必要な情報を伝達し、基礎的知識・技能を集約的に提供することも必要である。さらに、審理方法の改善や新しい法律の解釈・運用上の問題点の解明等については、お互いに意見をもち寄り検討することによって、より良い意見形成等が可能になる。これらの諸理由から司法研修所で行う集合研修が必要になるのである。職場外研修には、この集合研修のほか、民間会社などに派遣して行う派遣研修もあり、後記のとおり司法研修所が担当して、報道機関や民間会社に研修員を派遣して行っている。

第3 裁判官研修の現状

裁判官の研修は、昭和57年に第一部に専属の教官が充てられ、現在の通年の研修体系ができてからも、細かい点を含めると多くの改定がされてきているが、平成7年ないし9年現在の研修の概況は次のようなものである。

1 判事補の研修

判事補の研修は、新任時に行われるほか、任官後3年目、6年目、10年目と節目の時期に行われている。6年目の研修は、昭和58年までは、職種特例取得直前の5年目に行われていた。

(1) 新任判事補の研修

ア 新任判事補集中研修

導入研修であり、通常、任官の翌日から3泊4日の日程で合宿形式で行われる。裁判所の組織・機構・職員制度に関する概括的な説明、社会人として、あるいは裁判官としての心構えを身につけさせ、組織の一員としての自覚を持たせるための講演や先輩裁判官のアドバイス、民事・刑事の各種事件処理に当たっての先輩裁判官や教官からのアドバイス、書記官室とのチームワークの築き方等人間関係についての先輩裁判官や教官のアドバイス等多くのカリキュラムが用意されている。また、泊り込みの合宿研修であることから、夜間の懇談会・談話会等の機会に、講師・教官から裁判官の在り方を感じ得ることもできる。

イ 基礎研さん

初任の2年間、地方裁判所の本庁のうち、東京、大阪等いわゆる13大庁（平成8年から前記の12大庁に岡山地裁が追加され13大庁となった。）に配属されるが、集中研修後、新任判事補実務研究までの約6か月間、配属部の裁判長等が主体となって、実際の事件処理を通して、裁判官としての基本的姿勢及び実務上の基礎的知識・技能を修得させるため、具体的なきめ細かい指導が行われる。これは、いわゆるOJTの一環であり、OJTは、性質上この期間で終了するものではないが、この6か月間を上記のように基本修得のために特に重要な期間として、基礎研さん期間と呼んでいる。この期間には、合議における訓練、判決書の書き方、和解のやり方等各配属部での指導が中心に行われるが、その他合同研修として、各種講演、研究会、座談会、見学等が各庁ごとに実情に応じて計画され、実施されている。

なお、新任判事補実務研究終了後も、民事執行、保全、少年事件等各庁ごとに計画的な指導が継続して行われる。

ウ 新任判事補実務研究

任官した年の秋に新任判事補全員に対し、10日間、2班に分けて、司法研修所において行う研修である。基礎研さんの結果を踏まえて、その調整と一応の仕上げを図るとともに、その後の実務に役立つ知識を補完することを目的としたフォローアップのための研修であるが、同期の判事補の半数が一堂に会する研修であることから、他の判事補から刺激を受け、自己啓発の契機にもなる。左陪席裁判官の在り方に関する共同討議、判例の読み方、民事、刑事の事実認定等に関するケース研究、令状事件の処理についての問題研究及び一般講演などのカリキュラムが組まれている。

(2) 判事補3年実務研究

任官後3年目の判事補全員に対し、5日間、2班に分けて、司法研修所において行う研修で、3年目から事件処理を行うことが多い少年事件、民事執行事件及び簡易裁判所の事件処理についての基礎的知識の修得と問題研究、記録研究などが行われる他、人間関係論やマネジメントの基礎をテーマとして、講演、事例研究や一般講演等を行うものである。

(3) 判事補6年中間実務研究

職権特例を取得した年である任官後6年目の判事補全員に対し、5日間、2班に分けて、司法研修所において行う研修である。単独で裁判をすることができる資格を取得した直後の者を対象とするため、民事・刑事の訴訟運営、訴訟手続、家事の事件処理などの裁判実務上の問題と、裁判所の当面する諸問題、右陪席裁判官の在り方、書記官との協働関係等マネジメント関係の問題とを主としたテーマとして、講演・共同研究・問題研究が行われるほか、一般講演も行われる。

(4) 判事補10年最終実務研究

判事になる直前の任官後10年目の判事補全員に対し、4日間、2班に

分けて、司法研修所において行う研修であり、司法行政やマネジメント関係のカリキュラムと民事・刑事の訴訟運営、民事・刑事裁判の在り方についてのカリキュラムとで構成されている。

2 簡易裁判所判事（「簡裁判事」）の研修

簡裁判事の研修は、初任、任官後3年目、同5年目に行われる一斉研修と、同10年前後を経過した者を対象とする簡裁判実務研究会とからなる。任官後3年目の研修は、平成2年までは任官後2年目に行われていた。

(1) 新任簡裁判事研修

新任簡裁判事は、毎年8月に任命され、翌年3月末まで地方裁判所本庁所在地の簡易裁判所に配置される。新任簡裁判事研修は、任官後約1か月半の間、配属庁で行われる地裁判事及び簡裁判事による事前準備的研修に引き続き、9月中旬から2か月間、司法研修所において行われる。第二部の裁判教官の応援も得て、民事・刑事の第一審手続の解説から始まり、模擬裁判・講評、判決起案の修練・講評等、裁判実務の基礎や裁判官の心構えの基本の修得について必要なカリキュラムがびっしりと組まれている。一般講演と刑務所見学も1回ずつ組まれている。

なお、この研修終了後も、翌年3月まで配属庁で事件を担当しながらの研修が行われる。

(2) 簡裁判事3年実務研究

任官後3年目の簡裁判事全員に対し、10日間の日程で、司法研修所において行われる研修である。任官後2年半余りの実務経験を経て、裁判実務上のいろいろな疑問、問題を多く抱えている時期であるので、研究員からの提出問題を討議する民事・刑事（令状を含む。）の問題研究に比較的多くの時間を取り、また、実務的な能力の一層の強化のため民事・刑事の記録研究、ケース研究も行う。その他、簡裁を利用しやすくするための方策についてや、民事・刑事の事件処理をはじめ簡易裁判所が当面する諸問題に関する講演、一般講演、見学が組まれている。

(3) 簡裁判事5年実務研究

任官後5年目の簡裁判事全員に対し、司法研修所において、5日間の日程で行う研修である。民事・刑事の訴訟運営を中心とした問題研究、令状問題研究、民事紛争処理や令状事件処理についての講演と座談会、裁判官の在り方についての共同研究のほか、一般講演や見学が組み立てられている。

(4) 簡裁判事実務研究会

平成7年に簡裁判事の研修体系の見直しをし、それまで各高等裁判所に委嘱して実施していた高等裁判所管内簡裁判事実務研究を同年から取りやめ、任官10年前後以上を経過した簡裁判事を対象とする簡裁判事実務研究を、司法研修所において、4～5日間行うこととした。裁判官倫理、事件管理、人事管理をも含めた簡裁判官の在り方についての共同研究及び講演などのほか、控訴審の視点から簡易裁判所における第一審手続に関する問題点の指摘や注意喚起を促す講演、一般講演や見学などが行われる。

(5) 少額訴訟の導入に向けて

平成10年1月1日に施行される新民事訴訟法で、簡易裁判所に新たに少額訴訟手続が導入される。これに備えて、平成8年及び平成9年は、前記(1)ないし(4)のすべての簡裁判事研修において、全2日の特別のカリキュラム(当教官室制作に係る手続ビデオの視聴と質疑応答、模擬裁判、共同討議形式による問題研究など)を設けたほか、平成9年中に少額訴訟実務研究会を3回実施することとしている。

3 主として判事を対象とするテーマ別研修

大別して、

① マネジメント関係の研究会

部総括裁判官研究会、支部長研究会、新任判事補配属庁裁判長実務研究会

② 裁判実務に関連する研究会等

民事実務研究会、行政実務研究会、刑事実務研究会、家事実務研究会、

少年実務研究会、情報処理研究会、弁護士任官者実務研究会及び司法研究

③ 視野を広め、識見を高めるための研究会等

専門研究会及び国内特別研究

の三つに分けられる。

(1) マネジメント関係の研究会

ア 部総括裁判官研究会

新たに地方裁判所又は家庭裁判所の部総括に指名された判事の中から毎年30人程度を対象として、司法研修所において、5日間の日程で行う。若手裁判官の育成、合議体の運営、部に所属する職員の指導・協力態勢の確立等の問題についての共同討議、最高裁事務総局の局課長からの司法行政事務に関する情報提供、外部講師を招いてのリーダーの在り方等に関する講演などを行っている。

イ 支部長研究会

新たに地・家裁支部の支部長になった裁判官の中から、毎年30人程度を対象として、司法研修所において、3日間の日程で行われる。支部の運営に関する共同研究や最高裁事務総局の局課長からの司法行政事務に関する情報提供、外部講師によるリーダーの在り方についての講演が組まれている。

ウ 新任判事補配属庁裁判長実務研究会

新任判事補が配属されている部の裁判長を対象として、司法研修所において、全1日の日程で行われる。新任判事補の指導・育成の具体的方法についての共同討議・意見交換を行うものである。

(2) 裁判実務に関連する研究会

ア 民事実務研究会

高等裁判所又は地方裁判所の民事事件を担当する判事30人程度を対象として、司法研修所で、通常3～5日間の日程で行われる。テーマは、その時点で実務上問題となっている事項や重要だと考えられる事

項が取り上げられており、最近では、民事訴訟の審理充実、弁論兼和解、判決書の改善、新借地借家法、破産事件の処理、製造物責任法、集中審理、書記官との協働関係などがテーマとされてきた。平成8年及び平成9年は、民事訴訟法改正に伴う諸問題と集中審理を中心テーマとして扱っている。

また、平成5年ないし平成8年は、裁判所書記官研修所と一部のカリキュラムを合同で行っている。

イ 刑事実務研究会

高等裁判所又は地方裁判所の刑事事件を担当する判事約25人を対象とするほかは、民事実務研究会と同様である。テーマの取り上げ方も、民事実務研究会と同様であるが、最近では、刑事訴訟における裁判所の役割、事実認定の在り方、外国人刑事事件、薬物事犯、違法収集証拠、銃器規制、組織的犯罪対策立法の動向などがテーマとされてきた。

ウ 行政実務研究会

平成6年から新設された研究会で、高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は判事補を対象として、司法研修所で行われるものである。平成7年の研究会は、一部のカリキュラムについて、行政事件担当の経験者である判事のグループ（シニア・グループ）と行政事件を初めて担当する判事補のグループ（ジュニア・グループ）とに分けて実施した。平成8年以降は、ジュニア・グループの研究会を毎年実施していわゆる導入研修を行うこととし、さらに、2、3年に1回程度シニア・グループも合体した研究会を行うことを考えている。これまでシニア・グループのテーマとして取り上げられたのは、行政訴訟の訴訟運営、住民訴訟、行政手続法などである。他方、ジュニア・グループのカリキュラムは、租税訴訟の基礎、住民訴訟の基礎、判例から見た行政事件、法令判例の調査などで構成されている。

エ 家事実務研究会

従来隔年開催であった家庭裁判所実務研究会において、少年事件を

テーマとする研究会と交互に行われていたものを、研修所の和光移転を契機に原則毎年開催とし、さらに、平成8年度からそれぞれ独立の研究会として、名称も改めたものである。家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は判事補25人程度を対象として、司法研修所において、3日間の日程で行われる。テーマとしては、調停事件の運営、遺産分割、裁判官と家裁調査官との連携などが取り上げられている。平成8年度は、うち1日を家庭裁判所調査官研修所と合同実施し、裁判官と調査官との連携の問題について、班別の共同討議を行った。

オ 少年実務研究会

家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補を対象とするほかは、家事実務研究会と同様である。最近のテーマとしては、調査官との協働・連携、書記官との協働、否認事件の処理などが取り上げられている。平成7年度及び平成9年度には、うち1日を家庭裁判所調査官研修所と合同実施し、裁判官と調査官との連携の問題について、班別の共同討議を行った。

カ 情報処理研究会

平成6年度に新設されたもので、司法研修所において、2ないし3日間の日程で、情報化社会のもとでの裁判実務の在り方、OA機器の裁判事務への活用方法等について研究するものである。

キ 弁護士任官者実務研究会

昭和63年にいわゆる「弁護士任官」の制度がスタートしてから、10年近くを経過し、平成4年ころからは弁護士から裁判官に任官する者の数も増えてきた（弁護士任官者）ため、平成8年度から5日間の日程で弁護士から裁判官に任官した直後の者を対象として司法研修所において研修を行うこととしたものである。

この研修では、裁判官の在り方、裁判所の組織、職員制度、裁判所の経理等に関するオリエンテーション的な説明、民事訴訟については、訴訟運営、事実認定、判決作成等の基本と集中審理や新様式判決書等

の事件処理の新しい動きなどの説明、刑事訴訟や家庭裁判所事件については、その現状と課題についての説明が行われる。

ク 司法研究

裁判実務上の課題の中から選定されたテーマについて、毎年若干名の研究員が研究を命じられ、司法研修所において報告するとともに報告書を提出している。研究期間は1年であり、研究員は所属庁において実務を担当しながら研究に従事するのを原則とするが、希望により若干の専従期間が認められている。報告書の一部は、印刷の上、各庁に配布されており、資料として活用されている。

最近のテーマの例としては、遺産分割事件の処理をめぐる諸問題、行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究（平成3年度）、アメリカにおける民事訴訟の運営（平成4年度）、イギリスの民事訴訟の運営（平成5年度）、民事訴訟の新しい審理方法に関する研究、少年事件の処理に関する実務上の諸問題（平成6年度）、フランスにおける行政裁判制度の研究、犯人識別供述の信用性（平成7年度）などがある。

(3) 視野を広め、識見を高めるための研究会等

ア 専門研究会

法律問題や裁判実務に直接関係しない現代社会の当面する課題等をテーマとして、視野を広め、識見を高めるために行う研究会で、毎年2回、各5日間の日程で、高・地・家裁の中堅裁判官の中から1回当たり35人程度を対象として行われる。この研究会は、単に当該専門領域への知見を深めることだけを目的としたものではなく、日ごろ事件処理に追われがちの中堅裁判官に、事件処理を離れて裁判官としての自己を省みながら、視野を広め、余裕をもって自己啓発する機会を与えることを目的としたものである。1回ごとに一つのテーマについて、8ないし9位のカリキュラムが組まれるが、講演、シンポジウム、パネルディスカッション、座談会、テーマに沿った見学等を内容とする。

これまでに取り上げられたテーマは、例えば、医療、労働、教育、技術革新、宗教、国際問題、高齢化社会、資源・エネルギー、都市問題、情報化と社会、生命—その科学、日本経済、食糧問題、人と環境、医療と倫理、国際化と外国人労働者、日本文化と建築、気象、日本語と日本人、DNAの世界、生と死を考える、心と健康、東西文化の中の日本文化、などといったものであり、現代社会の当面する課題等が幅広く取り上げられていることが分かるであろう。

イ 国内特別研究

裁判官が、裁判所の外に出て社会の諸事象を見聞する機会をもつことは、その視野を広め識見を高める上で有益である。そこで、若手ないし中堅の裁判官を一定期間、民間企業等に派遣し、その業務を見学ないし体験させることを内容とする研修として本研修が設けられている。派遣先及び派遣期間により次の四種に分かれる。

I 報道機関コース

毎年、任官後10年ないし15年程度経過した裁判官6人を、報道機関3社に各社2人ずつ、約3週間派遣して行う。昭和57年に開始され、現在に至っている。派遣先としては、平成8年度は朝日新聞社、読売新聞社、日本放送協会の3社に、平成9年度は毎日新聞社、日本経済新聞社、共同通信社の3社に派遣している。

研究員は、派遣先の創意に基づく日程により、本社及び支局の各部署を回り、記者の取材への同行や記事の草稿書きをはじめ、新聞の編集、番組の編成、販売、放送、広告、出版等の業務を広く実地に体験・見学する機会を与えられている。

II 民間企業短期コース

派遣対象者は、任官後10年ないし15年程度経過した裁判官である。派遣先は、東京商工会議所のあっせん・助言により司法研修所において選定する民間企業8社及び大阪商工会議所のあっせん・助言により司法研修所において選定する民間企業4社の計12社である。東

京商工会議所関係分は昭和60年から、大阪商工会議所関係分は平成7年から、それぞれ始まった。毎年研究員を2人ずつグループ分けし（東京では4グループ、大阪では2グループ）、各グループが1社1週間ずつ2社で延べ2週間見学研修するものである。これまでの派遣先企業は、いずれも東京商工会議所及び大阪商工会議所の役員の所属する企業である。平成9年度の派遣先は、

① 東京商工会議所関係

- 甲 三井海上火災保険株式会社、株式会社オンワード樺山
- 乙 ライオン株式会社、株式会社すかいらーく
- 丙 東京瓦斯株式会社、富士ゼロックス株式会社
- 丁 三井物産株式会社、三共株式会社

② 大阪商工会議所関係

- 甲 住友化学工業株式会社、近畿日本鉄道株式会社
- 乙 サントリー株式会社、大阪瓦斯株式会社

の各社である。

研修の内容は、各企業の本社・支店・工場などの重要部門の見学、企業概況・組織・経営方針・当面の重要課題・人事制度・人材開発・研修制度・労務事情等についての説明、中堅社員や労働組合幹部との懇談会等であり、各社の創意により、短期間ではあるが、会社の特色、経済の動向のよく分かるカリキュラムが組まれている。

Ⅲ 民間企業長期コース

任官後2年ないし5年程度経過した判事補を民間企業に1年間派遣し、研修という枠内で可能な限りあらゆる業務を体験させることにより、その実情について理解を深めるとともに、視野を広めることを目的としたものである。昭和62年に始まったもので、平成9年度の派遣先は、キヤノン株式会社、住友海上火災保険株式会社、帝人株式会社及び古河電気工業株式会社の4社である（なお、後記V参照）。

派遣先各社は創意に基づいて種々のカリキュラムが組まれているが、最近では、導入の会社概要の説明等が終わった後は、一つの部署に数か月とどまって実際に業務を体験し、次の部署に移るといったような形のものが多くある。

Ⅳ 日本銀行コース

平成8年から始まったもので、任官後2年以上経過した判事補1人を日本銀行に派遣し、同行の業務を体験させ、中央銀行の役割と活動や我が国の金融の実情等についての理解を深めるとともに、視野を広めることを目的としている。初年度は、任官後4年を経過した裁判官が派遣されたが、民間金融機関の経営分析等を担当した。

V なお、昭和62年から平成2年まで毎年1人の裁判官を渉外事件を多く扱っている法律事務所へ1年間派遣する法律事務所コースが設けられていたが、平成2年をもって廃止され、それまでは毎年3人であった民間企業長期コースが平成3年から1人増加し、4人となった。

第4 裁判官研修の展望

1 研修体系の整備・再検討

司法研修所が行う集合研修については、次第に整備され、特に昭和57年の専属教官配属以後は、年間を通じて研修が切れ目なく行われてきている。また、研修の新設や改廃はもとより、期間やカリキュラムについても小さな改定がほぼ絶え間なく行われてきている。しかし、それぞれの研修のニーズ・目的に応じた研修カリキュラムとなるよう更に改善の余地がないか、新規の研修の必要がないか等今後も検討の必要がある。

(1) 研修体系の柔軟性

現代は社会・経済の大きな変動期であり、国際化、情報化が進展している。そのため、今後これまでになかった紛争の類型や新たに生み出される法的問題が増加してくることが予測される。また、これらに対応し

て新しい法律の制定も増加することも考えられる。したがって、こうした事態に適時に対応した研修が行えるような態勢になっていなければならない。ところで現在、司法研修所第一部では、年間を通じて種々の研修を行っており、研修日程はほぼ満杯の状況である。判事補、簡裁判事の研修、マネジメント関係の研修、行政事件等の導入研修は毎年行う必要があるが、それ以外の研修は、必ずしも毎年実施するまでの必要はなく、研修の需要を睨んで実施計画を立てることも考えられる。また、研修の技法の改善で、導入研修等についてはビデオ教材を多用できるようになれば、二つの研修を同時進行させることも考えられる。

(2) 研修のニーズの把握

現在司法研修所では、集合研修について、新任簡裁判事については当番による日誌の提出と終了時の座談会で研修についての感想を聞いており、判事補及び簡裁判事3年及び5年については研修終了時に感想文の提出、それ以外の研修については研修終了時にアンケートの提出を受け、あるいは研修期間中に研修員から感想を聞くなりして、それらを基にして部内で反省会を実施し、翌年の企画の参考にしている。しかし、新規の研修の企画への要望等を聴取する機会を増やす等研修のニーズの把握には今後さらに努力する必要がある。

(3) 判事補研修の見直し

判事補研修は、主として、修習生当時に修得できなかった、裁判官としての基礎的知識・技能の補完を目的としているということが出来る。しかも同期の全員参加の研修であるから、全員に自己啓発の契機になり能力開発が行われるようにという点に主眼を置くべきであろう。判事補の時代の養成はオールラウンドのプレーヤーたりうることが目標とされるから、基本的には現在の担当事務にかかわらず、同じカリキュラムで研修を行うのが相当であろう。しかし、民事・刑事の通常訴訟事件の処理や、令状事務処理といった一般的な事項は別として、行政事件、少年事件、家事事件等になると、当該事件を担当していない者は、切実感が

希薄であるとの印象を否めず、研修効果について疑問が残らないでもない。こうした研修効果の面をも考慮した場合に、判事補研修をどのような形に改善していくのが良いのか、今後の検討課題となっている。

(4) 裁判所書記官研修所、家庭裁判所調査官研修所との合同研修

裁判所書記官研修所とは平成5年から、民事実務研究会（平成5年～平成8年）、刑事実務研究会及び簡易裁判所裁判官実務研究会（いずれも平成9年）で、また、家庭裁判所調査官研修所とは平成7年から、家事実務研究会（平成8年）及び少年実務研究会（平成7年、平成9年）で、それぞれ一部のカリキュラムを合同実施している。裁判の運営が裁判官のみで行えるものではなく、裁判官と書記官や家裁調査官との協働作業であることが認識されてきているが、このような裁判官と書記官、裁判官と家裁調査官との研究会の合同実施は、適正・迅速・妥当な裁判という一つの目的に従って互いに協力していかなければならないとの気運の醸成にも効果的であろう。今後は司法研修所、書記官研修所、調査官研修所の三研修所の合同実施ということも考えられなくはない。このような合同実施を効果あるものにするには、テーマと研修技法を十分検討する必要がある。

2 研修技法

(1) 研修技法の研究

効果的な研修を行うためには、ニーズに合った企画、良い講師とともに研修技法も重要である。司法研修所でも、従来、教官が知恵を絞って、班別討議、事例研究、パネルディスカッションなどいろいろな研修技法を用いてきてはいるが、さらにこの面の研究も必要であるし、教官のインストラクターとしての研修の進め方そのものの研究を怠ってはならない。

(2) ビデオ教材の開発

ビデオを有効に用いた研修が効果的であろうと思われ、新任判事補実務研究や簡裁判事の各種研修等、一部の研修では利用しているが、まだ

まだ十分な利用までに至っていない。ビデオの使用の方法としては、導入研修用の模範的な手続の進め方をビデオ化したり、問題のある手続の進め方をビデオに撮りそれを見せて議論させることなど（例えば、和解の進め方）が考えられる。また、将来ビデオ教材の開発、作成が進めば、例えば導入研修的な研修にはビデオを多用することにより、教官に余力を残し、新しい研修の企画・実施をすることにエネルギーを使えるし、ビデオ教材の開発が進めば、必ずしも司法研修所で研修をしなくても各庁で行うことが可能な研修もあるであろう。そうすれば、研修体系の見直しにもつながることになる。

年 表